

モンタギュー・チェルムスフォード改革の実施と インド高等文官たち

本 田 毅 彦

はじめに

モンタギュー・チェルムスフォード改革は、植民地統治官としてのインド高等文官たちのアイデンティティに孕まれていたある種の矛盾（政治家なのか、官僚なのか？）を増大させることになった（一）。両大戦間期においてインド高等文官制度は、本来それが対処すべくデザインされていたのではない状況に対処するために、いわば「ストレッチ」（無理に引き伸ばす）されたのだった（二）。本稿において我々は、インド高等文官たちが改革の導入に対してどのように反応し、そしてやがて彼ら自身のありようを、劇的に変化を遂げた彼らをとりにくく状況に適應するために、どのように変化させていったのか、を見ていくことにしよう。

第一章 高等文官制度の危機——早期退職問題とリー委員会

本稿が主題とする世代のイギリス人インド高等文官たち（インド高等文官制度がそのリクルートに関して最も「成功」を収めていたと考えられる、一八九二年から一九一四年にかけて採用された者たち）の中では、その多くが、イギリス本国軍、インド軍に志願し、ヨーロッパ、中東での戦闘に加わるなど、個人的な立場で第一次世界大戦の進行に深い関わりを持った。そのためインド高等文官制度は、組織として重大な減殺を蒙ることになった（戦傷死者が生じただけでなく、若手の文官たちにとり、統治官としての基礎的素養を培うべき段階で、長期にわたってキャリアの中断が生じた）。彼らにとって、こうした「不利な」条件の下でモンタギュー・チエルムスフォード改革は開始され、高等文官たちは新たな統治構造、そしてインド人たちの展開する民族主義的・民衆主義的な政治運動（プロバガンダとアジテーションの高揚）に直面することになったのだった。

当初、植民地統治権力側からの統治法改正に関する提案への、インド人たちの反応は、好意的なものだった。しかし、いわゆる「ジャリアンワラ・バグでの虐殺」（一九一九年四月十三日、イギリス軍が、アムリッツァー市のジャリアンワラ公園で開かれていたインド人民衆の集会に無差別の発砲を行い、流血事件を生じさせた）を呼び起こすことになるパンジャブ騒乱の発生と、対トルコ講和条件の公表とにより、そうした英印間の意見の一致は不安定なものになった（パンジャブ騒乱は広くインド人民衆一般からの、また、対トルコ講和条件はインド人民衆中のイスラム部分からの、イギリス植民地権力への反発を招いた）。一九二〇年五月までにはキーラファッ

ト運動が大きな高まりを見せつつあり、またインド国民会議派支持者たちの中では、パンジャブ騒乱鎮圧の責任者の処分に関してインド政庁が示した躊躇への、強い憤りが示され始めた。同年九月には、国民会議派は、植民地統治権力に対する「非暴力・非協力」のプログラムを採用することを決定した(三)。同年末、新インド統治法の下での最初の選挙が実施された段階で、「非協力運動」は最高潮に達した。ロウは、インド政庁が同運動をどのような形で処理したのかを分析し、「忍耐と洞察」が政庁に最終的な勝利をもたらした、と評価する(四)。

しかし、一九二一年の改革の実施直後から、インド高等文官たちは、とりわけその中堅以下の年齢層において、強い不満感を表明し始めていた(五)。彼らは、新たに導入された中途半端な州自治制度(ダイアキー)の策定プロセスにほとんど関与しなかったため、それを実施せよと命じられることに、強いわだかまりを感じていた。さらに、インド政庁が、インド人民衆の展開する非協力運動に対処するのにあたり、「妥協的」方策をとることに執着したため、諸州政庁は、その管轄下の高等文官たちに対して明確な指導を行なうことができなかった。官吏たちは、改革の導入以後、自分たちはインド人たちからの根拠のない非難にさらされるようになった、と考えていた。それにもかかわらずインド政庁は、彼らを非協力運動の圧力から効果的に守ろうとせず、統治機構の権威そのものがなし崩しに失われつつある、と彼らは感じていた(六)。加えて、彼らをとりまく経済的環境の変化も、官吏たちにとっては不安の種だった。大戦後数年間にわたって行なわれた緊縮財政政策は、インド政庁が、官吏たちに与えられるべき報酬を現実の物価水準に見合うように調整するのを困難にし、とりわけ、自らの子供たちの英本国での教育費を賄わなければならなかったイギリス人官吏たちの多くは、深刻な影響を受けた(七)。

官吏たちの目には、インド政庁は彼らの苦境に対して余りに鈍感だ、と映じていた(八)。最も深刻な動揺は、

一九二二年に中央州の官吏たちの間で生じた（九）。同じ年、ある回状が報道機関にリークされ、その結果官吏たちの間で「憤りの嵐」が生じた。その回状の中では、インド政府が各州政府に対して、諸サーヴィスを従来のように各州政府の下で「カードル」として構成するのではなく、個々のメンバーを直接インド担当大臣に服属させる、というアイデアを提起しており、また、諸サーヴィスの一般的な性格を、「統治するカースト」から単なる行政機関に変化させる、との発想も語られていた（一〇）。

ユーイングの表現によれば、インド政府は、非協力運動へ対処するために、高等文官たちの間での同政府に対する信頼感を低下させるという、高くつく代価を払ったのだった（一一）。イギリス本国議会上院においてロイド・ジョージが、インド高等文官制度のことをブリティッシュ・ラージの「鋼鉄の枠組み」であると称えた有名な演説も、実際には、高等文官たちの怒りを宥めようとしてイギリス本国政府が行った、リップ・サーヴィスにすぎなかった。

一九二二年、インド省・インド政府は、モンタギュー・チェルムスフォード改革が「全インド諸サーヴィス」（インド高等文官制度のほか、インド医務官制度、インド公共事業局、インド教務官制度、インド林務官制度、インド警察官制度からなる、英領インド支配機構中のエリート官吏組織の総称）に属する官吏たちの勤務条件を根本的に変化させたことを認め、その結果として、官吏たちが本来の勤務期間（二十五年間）を満了する前に退職することを許し、それぞれが過ごした勤務期間に応じて部分年金を与えることにした。表1は、このような措置を利用して、一九二二年一月から一九三七年六月の間に早期退職した、全インド諸サーヴィスに属する官吏たちと、高等文官たちの数を四半期ごとに示している。一九二二年だけで、全インド諸サーヴィスに属する官吏た

表1 1922年1月から1937年6月にかけて全インド諸サービスおよびインド高等文官制度において生じた早期退職（単位：人）

年	1月 - 3月	4月 - 6月	7月 - 9月	10月 - 12月	計
1922	47 (20)	55 (10)	49 (12)	49 (12)	200 (54)
1923	34 (5)	19 (7)	22 (4)	15 (6)	90 (22)
1924	22 (8)	15 (6)	7 (4)	11 (3)	55 (21)
1925	3 (0)	4 (1)	3 (1)	8 (2)	18 (4)
1926	6 (3)	5 (2)	12 (4)	4 (2)	27 (11)
1927	9 (1)	3 (0)	8 (0)	15 (5)	35 (6)
1928	8 (1)	6 (1)	1 (2)	10 (1)	25 (5)
1929	11 (4)	3 (1)	7 (2)	10 (3)	31 (10)
1930	6 (0)	8 (4)	8 (4)	14 (3)	36 (11)
1931	9 (5)	6 (2)	10 (5)	14 (- 2*)	39 (10)
1932	5 (7)	5 (1)	2 (0)	0 (1)	12 (9)
1933	8 (1)	5 (2)	4 (4)	3 (1)	20 (8)
1934	5 (2)	2 (0)	1 (0)	3 (2)	11 (4)
1935	3 (1)	2 (1)	1 (0)	2 (0)	8 (2)
1936	3 (1)	3 (1)	- 3* (0)	10 (0)	13 (2)
1937	1 (0)	9 (5)	?	?	?

（注：括弧内の数字は、早期退職したインド高等文官の人数を示す。また「*」は、それ以前の時期に早期退職したが、当該時期に復職した官吏の人数を示す）
（史料：India Office Library and Records, L/S&G/7/605.）

表2 1922年1月から1923年12月にかけて早期退職することを許された全インド諸サービスに属する官吏たちの勤続年数別の人数

	5年未満	5年 - 9年	10年 - 14年	15年 - 19年	20年 - 24年	計
ICS	-	3	23	25	18	69
IPS	4	7	34	28	17	90
ISE	-	7	12	23	11	53
IES	-	5	13	12	2	32
IFS	1	-	8	3	6	18
IAS	-	2	1	6	1	10
IVS	-	-	2	2	1	5

（注：IPS = Indian Police Service, ISE = Indian Service of Engineers, IES = Indian Educational Service, IFS = Indian Forestry Service, IAS = Indian Agricultural Service, IVS = Indian Veterinary Service.）
（史料：India Office Library and Records, L/S&G/7/605.）

ちの中で二百人が早期退職し、さらにその中では、五十四人が高等文官たちだった。表2は、一九二二年一月から一九二三年十二月までの間に早期退職することを許された、イギリス人官吏たちの勤務歴を示している。中堅年齢層の官吏たち、すなわち勤務歴が十年から十四年、ないしは十五年から十九年の者たちの離脱が目立っている。

インド省は、こうした早期退職者の「洪水」状況は、早期退職の希望を表明する申込書が一九二四年三月三十一日までに諸州政府に到着していなければならない、としていた当初の指示のせいで、官吏たちの間でパニックが生じたことによる、と考えた。しかし、こうした条件は一九二二年七月までに撤回され、さらなる措置が施されるまで、早期退職するかどうかのオプションは開かれたままであることになった。かくして、表1が示すように、一九二三年においては、全インド諸サーヴィスに属する官吏たちの中で早期退職を決意した者の数は九十名に減少し、一九二四年には五十五名にまで減った。しかし、一九二五年までに、インド高等文官制度メンバーの中で早期退職した者の数は百一名に達していた。後年、サイモン委員会は、一九二〇年代前半において早期退職した者たちの中の「圧倒的多数は、勤務歴十年から二十五年までの者たちであり、彼らの存在は、本来インドにとつてなくてはならないはずのものだった」、と指摘することになる(二二)。

こうした状況下、インド担当大臣モンタギューは、全インド諸サーヴィスの勤務条件について調査を行なわせるために、新たに王立委員会を設置することを決定した(二三)。一九二三年五月にリー卿がその委員長となることを承諾した。リーは、委員会の他のメンバーと共に同年十二月にはインドに到着し、証言の収集を開始した。リー委員会に対しては、諸サーヴィスの「インド人化」(インド人の割合を高めること)の推進と、在職中の官吏

たちに一定の物質的補償を行う、という二つの命題が与えられていたが、インド政庁は、同委員会の作成することとなる報告書の内容が、これら二つの命題の間で「バランスを保った」ものなることに、強い関心を抱いていた（一四）。委員会は一九二四年三月までに、その報告書を完成させた。イギリス本国へ帰還した後、リーは、委員会の提言を受け入れさせるべく、本国政府に対して熱心な働きかけを行なった。当時、賜暇を得て本国に帰還していたインド高等文官、M・ヘイリー（一八九四年に採用試験に合格した）は、インド総督レディングに対し、リーは、官吏たちの不安感を宥めようとするインド政庁の意志について懐疑心を抱き続けている、と報告した（一五）。しかし実際には、官吏たちに追加的な財政上の支援を与えることへのインド政庁の消極的な姿勢は、同政庁が、そうした対応策をとることを極めて困難にしていた政治上、財政上の制約に主として起因していた。ただしレディング自身は、諸サーヴィスは自分たちの権利を過大視しているとも考えており、ヘイリーもこうしたインド総督の見解を支持していた（一六）。

結局、リー委員会は、翌一九二四年に、諸サーヴィスの「インド人化」と併せて、官吏たちのサラリーの増額、部分年金を得て早期退職する権利の保障、さらに、英印間の交通費補助のような便益供与、を内容とする提言を行った（一七）。提言の大半が実施されたことで、既に表1でも見たように、早期退職者の続出には、一九二五年以降歯止めがかかった。他方、リー委員会は、サーヴィス内のハイエラーキー上の地位に応じ、高等文官たちの退職後の取り扱いに差違を設けることを提案しており、また、サーヴィス中の高位のメンバーたちからの、それに類似した措置をとることへの要求もかなり強かった。しかし、それにもかかわらず、インド政庁はこの点については同委員会の提案を受け入れようとしなかった（一八）。インド政庁がこのような決断をこの時点で下したこ

とで、インド高等文官制度はその最終局面まで、ある種の強固な「一体性」を維持することができた、とも考えられる（一九）。

リー委員会の活動の成果として最も強く望まれていたことは、実際には、インド高等文官制度への新規採用者の中でイギリス人が占める割合を回復させ、それを維持することだった。大戦の開始以来、サーヴィスへのイギリス人たちの参入状態は深刻な低下を示していた。また、現職の官吏たちが統治機構から離脱しつつある、との報道も、そうした事態を更に悪化させる効果を及ぼした（二〇）。一九二五年の時点においてさえ、ボンベイ総督サー・レスリー・ウィルソンは、もしリー委員会の提言がイギリス人のリクルートメントに何の効果も及ぼさないのなら、インド高等文官制度への「特別な指名手続きに基づく任命」を考えるべきだ、と提案していた（二一）。同年インド省は、賜暇を得てイギリス本国に滞在していたインド高等文官、J・トムソン（一八九六年合格）に対して、本国の諸大学においてインド高等文官制度のための広報活動を行なうことを依頼した（二二）。

こうした努力の甲斐あつてか、一九二六年になると、リクルートメントは目に見えて改善した（二三）。それにもかかわらず、後遺症は不可避だった。一九一〇年代末、一九二〇年代前半においてインド高等文官制度に生じた危機的な事態、すなわち、早期退職者の続出、それにより必要となつたおびただしい数の異動、そしてイギリス人のリクルートメントの失敗は、一九二〇年代後半以降、サーヴィスの中堅およびシニア部分でのイギリス人官吏たちの絶対数の不足とその弱体化をもたらすことになった。後に見るように、インド政庁と州政庁との間で、あるいは州政庁どうしの間でさえ、イギリス人高等文官たちの存在は争奪的になる。

第二章 立法機関での高等文官たちの活動

インド高等文官たちは、モンタギュー＝チェルムスフォード改革の展望について一致して悲觀的だったわけではない。たとえば、ベンガル総督リットン伯爵は、与えられた新たな任務について「すがすがしい熱狂ぶり」を示す、ある若手インド高等文官に出会うことによつて勇氣づけられた、と述べている。リー委員会も、サーヴィス内のシニア世代とジュニア世代の間ではっきりとした意識の差が存在することを確認していた(二四)。しかし、筆者の印象はこれとは多少異なるものである。たしかに、高等文官たちのより若い世代は、醒めたリアリズムに基づいて新たなシステムを受け入れてはいたが、彼らのそれに対する姿勢は、終始気乗りのしないものだった、と思われる。

モンタギュー＝チェルムスフォード改革によつてもたらされた最も重大な変化の一つは、既に植民地統治機構の内部に設けられていた立法機関の権限が、強化されたことだった。中央レヴェルでは、そのような立法機関の正式メンバーとして活動することをインド政庁から命じられる高等文官たちがおり、彼らの中には、こうした任務が、自らの行政官としての能力を証明するための、チャレンジしがいのある新たな試練だ、と捉えた者たちも含まれていた。しかし、自分たちは、「インド議會」の形式を整えるために、都合のよい資源として応急措置的に利用されているだけだ、と感じた者もいた。他方、州レヴェルの立法機関は、ダイアーキー時代(一九二二年に一九一九年インド統治法が施行されてから、一九三七年に一九三五年インド統治法が施行されるまでの期間)に

において、インド高等文官たちにとって文字通り主要な戦場の一つとなり、それをうまく乗りこなすことができるかどうか、彼らのキャリア上の明暗を分けることにもつながった。

具体的に見ていくことにしよう。中央レヴェルでは、「帝国立法議会」の議員数が、二十七人から百人に拡大された。さらに、「国家参事会」が設置され、五十人のメンバーによって構成されることになった。インド政庁で勤務する数名のシニアの高等文官たちが、これら二つの立法機関に、「職権上」、ないしは指名を受けたメンバーとして参加することになった。諸州政庁も、それぞれの配下の高等文官たちを、その代表として中央立法機関に送り込むことを求められた。これら二つの議会の議長たちが、一九二二年から一九二四年にかけてインド総督に対して毎年提出した報告書が、高等文官たちがどのような形で、またどの程度まで中央レヴェルでの立法過程に関わるようになったのかを、具体的に明らかにしている（三五）。インド政庁は、二つの立法機関に対して、可能な限り早く議会としての基本的な形式を与えようとした。たとえば同政庁は、「院内総務」と「院内幹事」を指名したが、実際には、インド総督行政参事会のメンバーがインド政庁の局長が「院内総務」になり、「院内幹事」についても、指名されて議会の議席を有している高等文官の中から選ばれるのが通常だった。しかしこれとは対照的に、諸州政庁は、これら二つの機関に有能な人材を送り込むことに関して、極めて消極的だった（二六）。

他方、個々のインド高等文官たちの側では、これらの機関に議員として参加することの意味が、素早く察知されつつあった。「職権上議員となることを命じられた、インド政庁で勤務するシニアの官吏たちにとっては、議員としての地位は、かなり変則的で困難だが、統治官としての自らの能力を証明するための、やりがいのある新たなテストとして認識された。他方、そうした地位は、諸州政庁から派遣される官吏たちにとっては、かならず

しも魅力のあるものではなかった。それへ任命されることが、キャリア上の昇進につながらなかったからである。たとえば一九二八年には、インド政庁がベンガル政庁に対して、立法議会において政府側の院内幹事として活動させるためにJ・ドノヴァン（一九〇九年合格）を外向させて欲しい、と依頼した。ドノヴァンは既に一九二〇年代前半にそのような地位に就いたことがあり、インド政庁からの高い評価を受けていた。しかしベンガル政庁は、ドノヴァンは現在、更なる昇進のために自身の適性を証明するべく、極めて「困難な」県に知事として赴任しており、ドノヴァン自身も、こうした形での中央への外向を望んでいない、と述べて、インド政庁からの依頼を拒絶した（二七）。

州レヴェルでは、改革により、八つの主要州（ベンガル、ボンベイ、マドラス、連合州、パンジャブ州、中央州、アッサム州、ビルマ州）において、一院制で三年を任期とする立法機関が設置された。これらの機関を構成するメンバーの中で、少なくとも七〇パーセントは選挙を通じて任命されるものとし、官吏の身分を有するメンバーは二〇パーセントを超えてはならない、と規定された。有権者は、成人男性のうち約一〇パーセントにまで拡大されたが、イスラム教徒たちからなる、分離された形での選挙人団も構成されることになった。州レヴェルの立法機関において可決された法案は、法律として制定される前に、州総督、インド総督双方からの同意を得なければならなかった。

州立法参事会の場において、州総督と州行政参事会メンバーである高等文官たちは、インド政治家たちとの間で、タフで複雑な関係の中に自らが取り込まれつつあることを、やがて発見することになった（二八）。総督、高等文官たちが、比較的スムーズに立法参事会をマネージることができた州もあったが、うまくはいかない州

も存在した。マドラスでは総督ウィリングドーンが、インド人の「責任」を促進させようとしてかなりの成功を収めた、と自負していた。しかしベンガルと中央州の立法参事会では、「スワラジスト」（一九二三年に国民会議派内部に組織された分派で、議会主義闘争を主張してガンディーと対立した）たちが、州政府に対して協力的なインド人大臣たちに給与を支払うことを拒み、そうすることで彼らを辞職へと追い込むことにより、総督が立法を強行するために認証権限を繰り返し用いることを余儀なくさせた（二九）。ボンベイと連合州では、一九二三年に、自由党系のインド人大臣たちが、理論上は彼らに委ねられているはずの部局に、官吏たちが強い影響力を行使し続けていることへの「嫌悪感」を理由として、辞職していた（三〇）。C・Y・チンタマニは連合州における自由党のリーダーだったが、大臣職から退いた後、インド高等文官制度にとって和解不可能な宿敵となり、連合州総督W・マリス（一八九五年合格）は、彼との間で敵意に満ちた争いを続けなければならなかった。マリスはまた、全インド・レヴェルの最も重要な自由党系政治家の一人であり、連合州内に選挙基盤を有していたデージ・サバルとの間でも、スムーズな関係を築くことに失敗した（三一）。しかし一九二六年の選挙においては、スワラジストたちはほぼすべての州において後退し、逆に会議派の戦略に満足できない諸集団が、改革によってもたらされた新たな機会を利用すべく、独自の動きを示し始めた。マドラスでは非ブラーフマン党が、そしてパンジャブ州やベンガルではムスリムたちが、会議派が非協力運動を展開している間に、州立法参事会を足場として、それぞれの政治的基盤を固めることになった（三二）。

結局、一九二〇年代後半までに、インド総督と連合州のマリスのみを除く全ての州総督たちの間では、ダイアークーは機能しえず、それに基づく改革スキーム全体が事実上破綻してしまつた、との見解が、一致して抱かれる

ようになっていた(三三三)。ムーアは、ダイアーキー時代初期において、会議派とキーラファット主義者によって行われた州立法参事会のポイコットと、後になってスワラジストたちによって行われた内部からのそれへの非協力が、インド人政治家たちへの効果的な権力の移譲を妨げたのだ、と主張する(三三四)。これに対してユーイングは、ダイアーキーが失敗した理由をさらに二つ指摘する。第一に、インド人大臣たちの政策意図が資金不足のために抑制されることになり、彼らの活動の幅を狭めた。ダイアーキーは、「考えうる最悪の財政条件」の下で開始され、また、改革後にインド政庁と諸州政庁の間で行われた財政上の取り決めが、結果的に諸州側の資金不足をもたらした。第二に、ダイアーキー・システムの人為性と、「政治的教育を受けた」選挙民の不足のせいで、整合性のある政治上のグループ分けが困難になり、インド人大臣たちが政庁の「オフィシャルな側」(官吏たち)に過度に依存するようになってしまった(三三五)。これらの事情に加えて我々は、ダイアーキーを基礎とするスキーム全体に対する高等文官たちの消極的姿勢が、そうした否定的な結果を導くことに貢献したであろうことも、認識すべきだろう。

第三章 「政治化された社会」における行政

本章では、モンタギュー・チエラムスフォード改革以後の、ルーティーン的統治業務における変化を、まず、高等文官制度中のエリートたちの視点から、ついで、制度中の一般メンバーの視点から、分析する。

第一節 インド高等文官制度中のエリートたち（州総督、州行政参事会メンバー）の対応

インド高等文官制度に属する者たちの総数は、常時、一千人前後にとどまっていた。インド帝国の地理的範囲の巨大さ、そこに居住する人口の膨大さと、それを管理した統治官集団の規模のこうしたコンパクトさとの間のアンバランスは、ブリティッシュ・ラージにまつわる神話と神秘性の一要素として、長く語られてきた。いずれにせよ、特定のポストに有能な官吏を配置することは、植民地統治権力にとって不可欠の命題であり、そうした必要性は、改革以後、ますます高まっていたはずである。

インド高等文官制度においては、統治の実態に関する調査が実施されるたびに、個々の官吏の「メリット」（能力）を根拠として人事異動を行なうべきだ、との提言が行われていた。しかし、それにもかかわらず、県知事ないしは県判事のランクに達するまでは、年功に基づいて昇進が決定される、との慣行が維持された（二三六）。ただし、連合州総督M・ヘイリーが、サーヴィス内部での昇進基準における変化について、一九二八年時点で示唆に富む発言を行っている。彼はインド総督アーウィンに対して、主要なポストに関して、そこへ年次の若い官吏を選任することは、同人が「異様なほどに有能」でない限り、サーヴィス内部で常に不評だったが、今や彼らは、そうした年功に対する敬意を無視することを求められている、と書き送っていた（三七）。事実我々は、改革以後、若手の官吏たちが、彼らよりも年次が上の人物を飛び越す形で主要なポストに任命された事例を、数多く見出すことができる。たとえば一九二五年には、マドラス総督ゴツシェン子爵が、T・モア（一八九七年合格）を自らの率いる行政参事会のメンバーに任命したが、それによって「数名のシニアの人物たち」が飛び越されることになった。こうした人事が行われた理由は、ゴツシェンが「シニアの人物たち」には立法参事会で有用な活動を行

なうことが期待できない、と判断し、さらに彼が、財政政策に従事した経験を有する官吏を行政参事会メンバーとして迎えることを望んだからだった（モアはかつて、マドラス政庁の財政局局長として勤務した経験を有していた）（三三八）。

インド高等文官たちにとり到達可能な最も高位のポストは、州政庁責任者の地位だったが、一九二二年の段階で、サーヴィスのキャリア構造に重大な変化が生じていた。全ての州において、行政参事会メンバーのポストが設けられることになったのだった（それ以前には、ボンベイ政庁とマドラス政庁だけがそうしたポストを有していた）。行政参事会メンバーには、州政庁責任者に次ぐステイタスが与えられ、とりわけモンタギュー・チエルフスフォード改革が導入されて以後は、行政参事会メンバーは、統治機構内部においていわば「旋回軸」の役割を果たすことになった。すなわち、官房内の複数の部局を掌握するだけでなく、総督を補佐し、インド人政治家への対処に関して局長たちを指揮することが求められた。こうした州行政参事会メンバーへの任命は、その州の総督自身の選択にほぼ全面的に委ねられていた。インド総督とインド担当大臣からの承認が必要とされていたが、異議が唱えられることはほとんどなかった。

行政参事会メンバーとしての地位は、サーヴィスのキャリア階梯において二重の意味をもつもの、とみなされるようになった。第一にそれは、キャリアの大半をただ一つの州で過ごした「プロヴィンシャル・マン」にとり、名誉あるゴールとして認識された（三三九）。第二にそれは、徐々に、キャリア階梯上の最高位への昇進を期待される者たちにとっての、不可欠のステップにもなっていた。

一九二二年、連合州、パンジャブ州、アッサム州、ビハール・オリッサ州、ビルマ州を担当する、「準総督」の

地位と、中央州の「チーフ・コミッショナー」の地位が、「総督」へと昇格されることになった。これら州政府の責任者たちは、イギリス国王の承認を得た上で、インド総督によって任命された。モンタギュー・チエラムスフォード改革以前には、準総督になるためには、インド政府の官房において、それなりに高い地位で勤務した経験を有することが不可欠だった(四〇)。しかし、改革の後には、インド政府の官房で勤務した経験を全く持たない州総督たちが現れるようになった。たとえばM・キーン(一八九七年合格)は、一九三三年にアッサム州総督に任命されるまで、連合州においてだけそのキャリアを過ごしていた。J・シフトン(一九〇一年合格)は、その若手官吏時代をビハール・オリッサ州で過ごした後、一九二五年に同州政府の筆頭局長に任じられた。一九二七年には行政参事会メンバーとなり、そして一九三三年にはビハール・オリッサ州総督の地位にまで昇り詰めた。

つまり、インド高等文官制度のトップ・レヴェルにおける昇進ルールは、ダイアーキー時代において、いわば「プロヴィンシャルイズ」(州化)されつつあった。たとえば一九二六年において、ボンベイ総督サー・レズリー・ウィルソンは、彼の率いる行政参事会のメンバーとして、インド総督レディングと、元ボンベイ総督で現マドラス総督だったウィリングドンによって強く推薦されていた「ガヴァメント・オヴ・インディア・マン」(インド政府においてそのキャリアを長く過ごした人物)であるJ・クレラー(一九〇〇年合格)ではなく、「ボンベイ・マン」(インド政府へ出向せず、ボンベイ政府の下でのみキャリアを過ごした人物)だったE・ホットソン(一八九九年合格)を任命した(四一)。一九三〇年十二月、アッサム州の行政参事会メンバー、A・ボーザム(一八九七年合格)の任期が終了しようとしていた時、同州の総督であったE・ハモンド(一八九五年合格)は、インド総督アーウィンに対して、ボーザムの後継者としてA・ベンディング(一八九七年合格)を推薦した。ハモンドに

よればベンティンクは、その勤務歴のほぼすべてをアッサム州で過ごし、また過去十六年間にわたってガウハティ管区の内外で勤務して、同管区において彼は一つの「インスティテューション」(制度)とすらみなされていたから、だった(四二)。

行政参事会メンバーとなった高等文官は、州立法参事会において「雄弁さ」を示すだけでなく、インド人政治家たちを如才なくコントロールすることを期待された。たとえば、一九二八年において連合州総督ヘイリーは、インド総督アーウィンに対し、インド高等文官の能力を測る尺度として、モンタギュー・チエルフォード改革以後は、インド政治家たちを処理する手腕が重視されるようになった、と書き送っている(四三)。しかし、こうした技能は、個々の高等文官たちがリクルートされた時点では、必要なものであるとは考えられていなかった。そのために当初、彼らの中には、それを行使する、ないしは学ぼうとする準備に全く欠ける者たちがいた(四四)。一九二〇年代初頭において、あるプレジデンシー総督(本国の政治家の中から任命された、ボンベイ、マドラス、ベンガルの総督)は、内務局を担当するインド総督参事会メンバーとしては、高等文官よりも忠誠派のインド政治家の方が有用だ、と述べていた(四五)。一九二〇年代後半においてさえ、別のプレジデンシー総督が、州立法参事会における高等文官たちのパフォーマンスは一般的にみずばらしい、とコメントしていた(四六)。しかし、こうした批判にもかかわらず、サーヴィス内の若手官吏たちの中には、十分に機敏に、さらなる昇進を目指して、そうした新たな技能を開発するべく努め始める者たちも現れた。たとえばベンガル・カードルに属していたA・ダッシュユ(一九〇九年合格)は、一九二八年に賜暇を得てイギリス本国に帰還していた際、賜暇明けにはベンガル政府の局長ポストに任命されることになることになると告げられると、早速、ロイヤル・アルバート・ホール

(ロンドンにある有名な多目的ホール)で雄弁術のレッスンを受け、またどのようにして政治家たちとの関係を処理すればよいのかを尋ねるために、本国の大蔵省で勤務するある官僚と面会すらしていた(四七)。

この時期、インド高等文官出身の州総督が、同じ州で彼と密接に勤務してきた人物を自分の後継者にしようとしてた二つの事例が存在する。パンジャブ州においては、ヘイリーがG・ドウ＝モンモランシー(一八九九年合格)を、まず同州の行政参事会メンバーにし、ついで総督職へ昇進させることに成功したが、こうしたプロセスは、インド政庁との間での軋轢を生じさせた。インド政庁は、ドウ＝モンモランシーをインド政庁官房へ出向させることを、ヘイリーに対して繰り返し求めていたからだ(四八)。連合州においては、マリスが、彼の率いていた州行政参事会のメンバーであるS・オドンネル(一八九六年合格)を、連合州総督のポストへ昇進させることに失敗した。パンジャブ州における立法参事会のマネージメントはかなりスムーズに行なわれていたが、連合州でのそれは惨澹たるものだった。インド総督アーウインは、インド人政治家たちと、マリスおよびオドンネルの間の関係がうまくいっていないことを知っていたために、マリスの強い希望にもかかわらず、オドンネルを連合州総督のポストへ昇進させることをためらい、そのかわりに、インド総督行政参事会の内務局担当メンバーだったA・マディマン(一八九七年合格)を任命したのだった(四九)。

両大戦間期において、そのメンバーのキャリア階梯最上部におけるパフォーマンスが、他の州カードルと比べて目立って見劣りする州カードルが幾つか存在した。アッサム州カードルとビルマ州カードルは、そのメンバーの中から一人も総督を誕生させることがなかった。ベンガル・カードルの結果も、華々しいものではなかった。州行政参事会メンバーの選任に関して、ベンガル・カードルはしばしば人材をヒハール＝オリッサ州から「輸入」

しなければならなかった(五〇)。

ダイアーキー時代において、ベンガル・カードルのモラルが概して低調だったことは、よく知られている。その理由は複合的だった。まず、気候、衛生等に関する同州の勤務条件の「劣悪さ」は、伝統的に悪名高かった(五一)。さらに、ベンガル・カードルは、一九一一年にインド帝国の首都がデリーへ移動してしまっただけには、インド政府のシニア・メンバーたちとの間で密接な関係を築きつる、との地理的な利点も失ってしまった。また、ベンガルにおける徴税システムは、いわゆる「パーマネント・セトルメント」(固定的な地稅制度)に依拠していたから、ベンガル・カードルと農村部民衆との間の関係は、希薄で不安定なものになりがちだった。そしてなによりも、ベンガルは、伝統的にナショナリズム運動の活発な中心地の一つであったために、同カードルのメンバーたちは、そうした運動からの強い圧力に絶えずさらされており、また、テロリストの影に脅かされてもいた(五二)。

かくして、ベンガルにおける統治の実効性は、問題を孕んだものになりつつあった。テロリストたちの処理問題をめぐっての、ベンガル総督と、彼の指揮下にある高等文官出身行政参事会メンバーの間での意見の対立は、一九二〇年代末から一九三〇年代初頭にかけて極めて先鋭化し、何らかの特別な措置を施すことが必要だとすら考えられるようになった。一九三二年にインド省は、本国官僚制度の著名なメンバーであるサー・ジョン・アンダーソンをベンガル総督として派遣することを決定した。アンダーソンは、テロリスト対策の専門家としての経歴を有していた。彼は当時、本国内務省の事務次官だったが、かつてダブリン城に陣取ってアイルランド反乱問題を処理した経験を有していた。

ベンガル総督としてアンダーソンは、ベンガル・カードルを徐々に再活性化することに成功したが(五三)、当

初、アンダーソンの任命は、インド高等文官たちにとって心穏やかならざる事態だった。ベンガル総督のポストは、インド高等文官たちのためにリザーヴされたものではなかったため、アンダーソンがそれへ任命されたことについて、高等文官たちには不平を鳴らす根拠はなかった。しかしベンガル総督職には、従来、常に本国の政治家が任命されており、アンダーソンは政治家ではなく本国官僚制度のメンバーであつたから、インド高等文官たちの中にはこうした人選を、本国官僚制度とは異なる伝統を保持してきた自分たちに対する侮辱だ、と捉えた者たちがいた。

この直後、インド高等文官制度中のもう一つの「弱い環」となっていたビルマ州カードルにおいて、類似した事態が生じた。当時、ビルマ州総督はC・イニス（一八九七年合格）であり、彼自身がビルマ州カードルの出身ではなく、「マドラス・マン」であつて、翌年（一九三三年）に退官することを予定されていた。植民地統治機構最上位レヴェルの官吏たちは、ビルマ州カードルの中には、イニスの後継者となるのにふさわしい人物はいない、とする点で意見を一致させていた。ビルマ州は、次回の統治法改正によってインドから分離されることが予想されていたため、イギリス本国の政治家たちの中には、ビルマ州には、インド高等文官出身の総督ではなく、本国の政治家出身の総督を任命することも可能だ、と主張する者たちがいた。こうした本国の状況を伝え聞いたインド高等文官たちの中で、緊張感が走つた。その時点までには、次の統治法改正により、州行政参事会メンバーのポストが廃止されることが予期されるようになっていたため、もしも州総督職の一角を失えば、それはインド高等文官制度にとって深刻なダメージになる、と認識されたのだった（五四）。結局、ビハール・オリッサ州総督だったH・ステューヴンソン（一八九四年合格）がビルマ州の総督職に横滑りさせられた。そして州総督のポストは、

一九三五年インド統治法の下でも、インド高等文官たちのためにリザーヴされ続けることになったのだった。

ダイアーキー時代を通じ、州行政参事会メンバーの威信が増加していくのにつれて、それへの任命はシニアの高等文官たちにとり、彼らの心を焦がすテーマになった(五五)。一九三〇年には、ビハール・オリッサ州で勤務する官吏で、その有能さを広く認められていたある人物が、同州の行政参事会メンバーに選ばれなかったことへの失望を理由として、高等文官としての地位を退いた(五六)。一九三二年、連合州の行政参事会メンバーだったE・ブランド(一九〇〇年合格)が賜暇をとっていた間、同州の総督であるヘイリーは、J・クレイ(一九〇四年合格)をその代行に任じた。クレイは当時連合州政庁の筆頭局長だったが、クレイの任命は、事実上、年次の点で十人以上の人物を飛び越える形になったため、連合州カードルの中でセンセーションが生じた。クレイによって飛び越された官吏の中の一人が、「シヴィル・サーヴィス・ディナー」(州内の高等文官たちを招待して行なわれた、私的なディナー・パーティ)の場でクレイに対して非礼な仕方では言及したために、ヘイリーによって譴責処分を科されることになった(五七)。

しかし、州行政参事会メンバーというポストそのものが早晚廃止されることは、既に一九二〇年代末ごろから予期されるようになっており、シニアの高等文官たちの間、とりわけ第一次世界大戦が始まる前に任官した者たちの間で、ダイアーキーの運命と共に、インド高等文官制度の歴史の一時期が終わろうとしている、との思いを強めることになった。彼らは、仮に次回のインド統治法改正が、高等文官たちに州総督の地位を保持することを認めたとしても、高等文官出身の州総督たちは、政治的に一層微妙な立場へ導かれることになるだろう、と想像していた。さらに、より重要な要因として、州レヴェルでは、総督だけを除いて、すべての高等文官たちが、理

論上、インド人大臣たちの指揮下に入ることが予想されていた。官吏たちの中には、このことが、サーヴィスのアイデンティティにとって決定的な変化をもたらすことになると考えた者たちもいた(五八)。事実、一九三七年に州行政参事会メンバーの地位が廃止された時には、その時点でそうしたポストに就いていた者たちの大半が、そのキャリアが三十五年間の上限に達するのにまだ数年を残していた場合すら含めて、高等文官制度から退くことを選択した。たとえば、一九〇五年に任官したクレイは、一九三五年四月に行政参事会メンバーになっていたが、一九三七年八月に退官してしまった。

モンタギュー・チエルフスフォード改革は、諸州政府に対してより多くの自律性を与えることを意図していた。しかし、当初のそうした意図が過度に推し進められている、と考えた者たちもいた。事実、我々は、モンタギュー・チエルフスフォード改革以後、インド政庁と諸州政府との間で、統治業務の遂行に関して、ある種の「両極化」が生じつつあったことに気付かされる。インド政庁は、全インド・レヴェルで活動するインド人政治家たちと、彼らの指導する政治運動に対処することに、忙殺されるようになっていた。他方、諸州政府は、それぞれの地域に特有な問題を処理し、来るべき再度の統治法改正のための準備を進めることに専心しようとしていた。たとえば、一九二八年の時点で、連合州総督ヘイリーは、インド総督アーウィンに対して次のように述べた。

「現在では、地方政府によってその独自の権威に基づいて決定されているような様々な事柄に関して、改革以前の時代には、「インド政庁からの」財政上、行政上の承認が必要とされており、「州政府とインド政庁の間の」コンタクトははるかに密接で、はるかに十全な意見の交換が行なわれていた。もちろん地方政府の側には、統

治の細部に關する中央政府からの干渉に対して、多大の苛立ちが存在した。今や振り子は、逆の方向へ過度に振れている。インド政庁は、その純粹に中央的な課題の処理と、それ自身の立法機關との間での絶え間のない対立から生ずる問題にあまりに没頭しているため、統治の一般的な問題に關して諸地方政庁の分離主義的な行動が生じる危険があるように思われる。」（五九）

州總督たちとの間で會議を定期的に行かうとしたアーウインの熱心な姿勢は、こうした兩極化への傾向を償おうとする、彼の願望のあらわれだったのかもしれない（六〇）。

一九二七年時点においても、一九一〇年代末、一九二〇年代初頭に高等文官制度内で生じた早期退職者の続出、それに伴って行われた無数の異動、イギリス人の新規採用の不足、といった事態がもたらすであろう深刻な余波は、なお十分には認識されていなかった（六一）。たとえば、インド政庁の内務局長だったH・ヘイグ（一九〇四年合格）は、一九二〇年代前半に生じた早期退職者の増加は、パンジャブ州、ベンガル、連合州において統治上の困難を生じさせているが、全体としては早期退職した者たちの大半は「政府にとって損失となるような存在ではなかった」、と記していた。しかし、ダイアーキー時代の末期に至り、サーヴィスの中堅、シニア・レヴェルでの人員の不足は苛烈に感じられるようになった。一九三六年時点で、勤務歴十二年から二十三年までの官吏の数は理論上四百七人のはずであったが、現実には三百二十人しか勤務を続けていなかった。インド政庁で勤務する官吏はすべて諸州政庁からの出向者であったから、こうした条件の下では、インド政庁は、嫌がる諸州政庁を強いて、必要な数の人員を供出させなければならなくなった。既に一九二七年には、パンジャブ州、連合州、マ

ドラスの諸政庁が、それぞれのカードルからインド政庁のために「失われる」官吏たちの人数について、抗議の声をあげていた。たとえばパンジャブ州カードルは、理論上は七人だけをインド政庁へ供出すれば十分なはずだったが、実際には二十四人を出向させられていた(六二)。改革以前には、中央官房での勤務経験は、官吏たちのキャリア上の展望にとつて明瞭な利点を与えるものだったから、そうすることを望む者たちは無数にあり、また諸州政庁も進んで彼らを出向させようとした。しかし改革以後は、諸州政庁の姿勢は明らかに変化した(六三)。諸州政庁にとり、有能な官吏を配置する必要のあるポストの数が、それぞれの州内で著増し、逆に、「スベア」(割愛)しうる人材の数が少なくなったせいだった。そしてより具体的に見てみると、州内において重要性の高まったポストとは、県レヴェルでの統治に関わるものだった(六四)。

第二節 インド高等文官制度中の一般メンバーたち(県担当官たち)の対応

(1) 英領インドにおける「県担当官」の概念

植民地時代のインドにおいて、地域レヴェルでの社会構造の自律性は、従来考えられてきた以上に強固なものだったことが明らかになっている(六五)。しかし、そのことは、県担当官たちがインド高等文官制度の「アイコン」(象徴的イメージ)であり、彼らの活動がラージの屋台骨をなしていた、との命題との両立を排除するものではない。総督たち、行政参事会のメンバーたち、局長たちは、高等文官制度の内部で最も成功を収めたエリートだったが、彼らはいわば「少数派」であり、大半のインド高等文官たちは、県レヴェルでそれぞれのキャリアを過ごしていた。「ディストリクト・オフィサー」(県担当官)という用語は、その狭義の意味では、県の責任者の

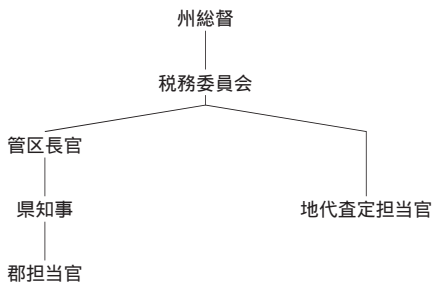


図1 英領インドの県統治に関する指揮系統

地位にある者（県知事）を指したが、県統治の実務は、異なった職名を与えられ、関連する機能を果たしていた他の官吏たち、たとえばデイヴィジョンナル・コミッションナー、セトルメント・オフィサー、ジョイント・マジストレイト、あるいはデビュティ・コレクターなどによっても担われており、広い意味では、「県担当官」は、こうした人物たちも含めてイメージされていた。

図1は、英領インドにおける県レヴェルでの統治の、指揮系統を示している。「デイヴィジョンナル・コミッションナー」（管区長官）が県知事の直接の監督権者だったが、実際には、管区長官の県知事に対する監督は、後見裁判に関わる事項が大半だった（六六）。「法と秩序の維持」に関わる業務に関しては、県知事は州政府の内務局に対して報告を行った。一つの県は複数の「サブ・デイヴィジョン」（郡）に分かれており、そうした「郡」は、「サブデイヴィジョンナル・オフィサー」（郡担当官）によって管理されていた。「郡担当官」は、県知事の直接の指揮下にあり、任官後間もない若手インド高等文官か、プロヴィンシャル・サーヴィスのメンバーが任命された。

税の徴収に関しては、ボンベイを除くすべての州において、州政府と管区長官との間に中間的な機構が設けられていた。すなわち、「ボード・オヴ・レヴェエニユー」（税務委員会）であり（ただし、パンジャブ州とビルマ州では、単独の「レヴェエニユー・コミッションナー」（税務長官）がその任にあたった）、その職務は、収税業務に関して管区長官たちと県知事たちをコントロールすることだった（六七）。

税務委員会は、地稅義務の定期的な改訂作業に關して、「セトルメント・オフィサー」（地稅査定担当官）をコン
トロールする役割も果たした。

その公式の職名（「ディストリクト・マジストレイト・アンド・コレクター」）から明らかなように、県知事の
主要な機能は、担当する県内で税を徴収し、法と秩序を維持することだった。そして、県知事に委ねられた職務
のこうした根本的性質は、ブリティッシュ・ラージの当初から終焉に至るまで、厳密に同じものであり続けた。
モンタギュー・チエルムスフォード改革も、県知事のルーティーン業務のそのような基本的性格に触れることは
なかった。しかし、時間の経過に連れ、必要に応じる形で、県担当官の果たすべき機能には一定の事項が付け加
えられていった。十九世紀後半以降、地域レヴェルで「都市参事会」と「県参事会」が設置されており、県担当
官たちは当初、こうした団体の「職權上」の議長だった。そして多くの県担当官たちが、これらの団体の活動を
通じて、社会福祉的プロジェクトを実行することに活発な関心を示し始めていた。事実、「職權上」の議長として
の県担当官の役割は、その公式の権力と非公式の影響力を通じて、地域参事会内においてあまりに支配的なもの
になったため、参事会他のメンバーたちは、県担当官に対してすべてを委ねてしまふ傾向すら現れていた（六八）。

こうした状況を背景にして、地域レヴェルでの自治の涵養という本来の理念を実現するために、インド政庁の
意を受けた諸州政庁は、地域参事会に対して、「官吏ではない」議長を選出することを奨励するようになった。A・
ヘンダーソン（一九〇九年合格）が一九一七年から一九一八年にかけてW・ホプキンス（一九〇二年合格）の代
行としてホウラ県の知事を務めた際、ベンガルの幾人かの県担当官たちは既に、ベンガル總督ロナルドシェイ伯
爵の決定に基づいて、地域参事会議長の地位からはずれていた。ヘンダーソン自身も、こうした新たな措置を支

持っていた。彼はその回想録の中で、地域参事会議長の地位は、県知事の任務の中で最も負担の重いものの一つであり、一日三時間から四時間がそれに割かれている、と記していた。今回の措置のおかげで、県知事は、他の任務、とりわけ「モフシル」(内陸農村部)の巡察のためにはるかに多くの時間を費やすことが可能になる、とヘンダーソンは考えた(六九)。しかしそれにもかかわらず、きわめて多くの県担当官たちが、こうした措置のせいで、彼らの、いわば「お気に入りの」業務が取り上げられてしまった、と感じていた。J・ベニイ(一九〇九年合格)は、その回想録の中で、パンジャブ州のリヤルプールで郡担当官として勤務していた時、自分は県参事会にかかわる業務に従事することを楽しんだ、と記している。彼の見るところでは、県参事会にまつわる仕事の魅力は、「結果を素早く見る一定のチャンス」が得られることだった。彼は、そうした業務が彼に、「後になって、

『恩恵的な活動を行なう部局』と呼ばれるようになったもの、すなわち教育、医療、農業、獣医療」に関して多くのことを学ばせてくれた、と記していた(七〇)。一九一九年一月にA・ダッシュ(一九〇九年合格)は、ベングルのノアカリ県の知事に任命されたが、彼もまた、自分は県参事会議長の地位が自分に与えてくれた役割を好むようになった、と記している(七一)。しかし、議長としての地位を失った後も、県担当官たちは、ダイアーキー時代においてこれらの機構に対するアドヴァイザーとしての地位は維持した。

(2) 改革以後の県レヴェルの政治における変化

モンタギュー・チェルムスフォード改革以後の、州立法参事会の権力と威信の増加は、そのメンバーであるインド政治家たちの、県レヴェルでの政治における影響力を増大させる結果をももたらした。潜在的ライヴァルが出現したことにより、県知事たちはもはや、従来のように「独立侯国の専制君主」であり続けることはできな

なくなった。一九三〇年時点でサイモン委員会は、州立法参事会メンバーたちからの絶え間のない批判が、インド人民衆から無条件に払われる、伝統的な尊敬の念に慣れていたインド高等文官たちに対して、彼らの意欲を殺ぐような効果を及ぼしている、と「批判」した(七二)。県担当官たちを通じての農村部民衆の実質的なコントロールこそがラージの権力構造の鍵だ、ということとはよく認識されていたため、イギリス人高等文官たちは、こうした形でのインド人政治家たちによる地方政治のアーリーナへの進出を憂慮していた。

一九二一年四月二十四日付けでP・マンスフィールド(一九一四年合格)がその両親に宛てて出した手紙の中では、高等文官たちとインド人州立法参事会メンバーとの間のライヴアル関係がどのようにして出現しつつあったのが、鮮明に記録されている。マンスフィールドは当時、ビハール州シタマルチの郡担当官だった。

「私は土曜日に県参事会の集会へ出かけた。トブリス」A・トブリス(一九〇九年合格)。県知事だった」はそこにいなかっただので、副議長が議事を進行させた。我々が到着した直後に、州立法参事会メンバーのダール・ナスと呼ばれる男が入ってきた。彼は私には、非常に攻撃的で、恐るべきおしゃべりであるように思われる。彼はトブリスが欠席していることについて何か言いながらどたとどたと部屋に入ってきて、大声で次のように付け加えた。『もうすぐ我々は官吏ではない議長を持つことになる。そうすれば我々は大丈夫だ。』(七三)

州立法参事会のメンバーたちは、しばしば、彼らの政治上の目的のために州参事会での予算審議を妨害した。このことが地域レベルでの行政課題処理の遅滞と資金の不足をもたらし、県知事たちはこうした事態の推移に

憤慨することが多かった（七四）。また、高等文官たちの中には、彼らが議長ポストを離れた後の地域参事会の運営に関して、強い不安と不満感を示す者たちがいた。たとえば、一九二四年時点で連合州の県知事であったA・クロウ（一九一三年合格）は、同じく県知事だったR・マクロード（一九〇九年合格）に対して、県統治は、非協力運動によって加えられた「ダメージ」から全体として回復しつつあるが、インド高等文官たちは「新たなレジームの下での県参事会の活動について非常に楽観的である」わけではない、と指摘した（七五）。当時、インド農業に関する王立委員会の委員長だったリンリス・ゴー卿は、一九二八年二月四日付けの、インド総督アーウィンに宛てた手紙の中で、県参事会における「ネポティズム」のはびこりについて不満の意を表していた（七六）。連合州総督ヘイリーは、一九三〇年十月三日付けのアーウィンに宛てた手紙の中で、国民会議派の政治家たちによって牛耳られている県参事会をどのように処理すべきか、について論じていた。彼は、こうした傾向が県担当官たちにとって重い負担になりつつあり、早急に是正されなければならない、と指摘した。しかし、政府にとってそうするために利用可能な方法は、県参事会から補助金をひきあげることだけであり、しかもそれは必ずしも常に有効な手だてではなかった。かくしてヘイリーは、アーウィンに対し、警告の意味をこめて一、二の参事会を停会処分にすべきだ、と提案した（七七）。

地域参事会の活動に関するインド高等文官たちからのこうした批判は、おおまかに言えば事実であったのかもれない。しかし、事態を異なった角度から見るとすれば、これらの批判は、改革が行われた後に、地方政治において自らの地位が大きく変化したことへの、官吏たちのいらだちの表明でもあっただろう。国民会議派はインド全土において県参事会、都市参事会をその手中に収めつつあったが、これらの機関は、彼らにとり、パトロネ

ジや資金を調達するための価値ある源泉であることが明らかになった（七八）。高等文官たちは、インド人民衆自身、地方政治の場において新たなシステムを成長させつつあることを認識せざるをえなかつた（七九）。地域政治における州立法参事会メンバーの影響力増大に対する官吏たちの極端なまでに批判的な姿勢は、ある種の「嫉妬心」の現れとすら解釈することもできる。たとえば、アッサム州総督E・ハモンド（一八九五年合格）は、一九二八年二月二十日付けのアーウィンに宛てた手紙の中で、次のように記していた。

「平均的なインド人の紳士は生来臆病者である。彼はとりわけ、公的言論における批判や立法参事会での質問に対して敏感である。地方の政治家は、政府のどのような官吏に比べてもより大きなダメージを成す：ことができ、そのようにする機会を利用する可能性がより高い。従って彼「平均的なインド人の紳士」は、政府を手助けしようとしたり、政府を弾劾する者たちに反対したりする意欲が乏しい。」（八〇）

ボンベイ総督サー・フレデリック・サイクスは、一九三〇年五月二十一日付けのアーウィンに宛てた手紙の中で、「立法参事会メンバーを県当局のライヴァルに仕立て上げることについての、改正された統治法の効果」を、行政側の力を弱めた理由の一つとして挙げていた（八一）。

第四章 危機管理

一九二〇年代初頭に展開された「非協力運動」への、インド高等文官出身州総督たちの拙劣な対応ぶりは、イギリス本国の政治家の中から任命された三人のプレジデンシー総督たち（ボンベイ、マドラス、ベンガルを担当）の比較的決然とした姿勢と比べて、明瞭なコントラストを成した。しかし、一九二〇年代末以降に展開された市民的不服従闘争」に対する高等文官出身総督たちの処理方針は、明らかにより自信に満ちたものになっていた。

第一節 インド高等文官制度中のエリートたち（州総督、州行政参事会メンバー）の対応

ダイアーキー時代において、インド・ナショナリストたちからの植民地統治権力への挑戦は、「立憲的」方法でのみ行なわれたものではなかった。ガンディーのリーダーシップの下でそれは、非立憲的、ないしはアジテーション的な方法を通じても、ブリティッシュ・ラージに対して政治的プレッシャーを及ぼし始めた。従って、インド高等文官たちは、そうした非日常的「危機」に有効に対処するための能力も示さねばならなくなった。一九二〇年代初頭に生じた非協力運動への対応に関して、プレジデンシー総督たち、すなわち本国から任命されてきた政治家たちは、インド高等文官出身の州総督たちに比べて、よりダイナミックだった。高等文官出身の総督たちがひどく混乱し、確信を持ってないのに対して、プレジデンシー総督たちの姿勢は、ある程度の自信に裏付けられたものだった。

非協力運動への積極的な干渉の回避は、一九二〇年六月までにはインド政庁の既定の方針と化しており、そうした戦略は、ビルマ州総督R・クラドック（一八八二年合格）を除いて、大半の州総督たちによっても受け入れられていた。それにもかかわらず、非協力運動からの圧力を免れていると感じた州総督は一人もおらず、クラドックの他にも、少なくとも四人の総督たちが、まもなく彼らの置かれた立場について明らかな不満感を表明し始めた。ロウは、一九二二年のどの時点においても、インド政庁が積極的鎮圧策へ方針を転換していれば、諸州政庁はただちにそれに同調していただろう、と考えている（八二）。ムーアは、非協力運動が行なわれていた間、ガンディーが自由なままに放置されたという事実に関して、高等文官出身州総督たち（とりわけビルマ州総督と連合州総督）だけでなく、プレジデンシー総督たちすらも、インド政庁に対して激しい抗議を行なったことを指摘している（八三）。しかし、高等文官出身州総督たちによってインド総督に宛てて出された急送公文書の内容は、彼らがより深刻に動揺させられていたことを示している。一九二二年六月、アッサム州総督W・マリス（一八九五年合格）は、同州における一般的な状況の悪化について説明し、インド政庁に対して、ナシヨナリスト指導者たちを逮捕することにより、同州政庁を苦境から救い出してほしい、と要請した（八四）。一九二二年末以降、連合州総督H・バトラー（一八八八年合格）は、同州における危機的状況について繰り返し報告を行い、一九二二年二月には、ガンディーの逮捕を求めた（八五）。

一九二二年十一月、非協力運動は、ボンベイ、カルカッタ、そして北部インドの諸都市においても、深刻な暴動状態を引き起こしつつあった。植民地統治権力を支持するインド人政治家中の「穏健派」が、こうした事態の進展に不安感を強めていることを認識したインド総督レディングは、非協力運動が中止されることを条件として、

円卓会議を開き、ガンディーその他のナシヨナリスト指導者たちと会談することに同意した。幾人かの州総督たちは、こうしたレディングの決定に強い反対を表明した。ボンベイ総督ロイド卿は、レディングは「パニックに襲われたのほとんど変わらない」と批判した。しかし、インド政庁だけでなく、インド人政治家中の穏健派すらもが受け入れることができないと考えるような条件をガンディーがもちだしたために、結局会議は開かれなかった（八六）。一九二二年二月末、レディングは三人のプレジデンシー総督だけをデリーへ招集し、彼らとの間で事態を検討した上で、ガンディーを逮捕するとの決定を行った（八七）。一九二三年二月、その時点までにアッサム州総督から連合州総督に転じていたマリスは、同州において政治的理由から拘留されている者たちに恩赦を行ったが、レディングはこうした措置を時宜に適わないものだとして批判した（八八）。中央州総督F・スライ（一八八五年合格）も、八月に同様の措置をとったことを理由にして、レディングから譴責された（八九）。

どのような要因が、プレジデンシー総督たちと高等文官出身州総督たちの間でのこうした対応の違いをもたらしたのか、という点について考えてみてもよいだろう。興味深いことに、インド人政治家たちは、プレジデンシー総督たちに対するのに比べて、より深刻な敵意を、高等文官出身州総督たちに対して示すことが多かった（九〇）。彼らの目には、インド高等文官制度はラージの硬直性、あるいはインド植民地社会におけるアンシャン・レジーム」を象徴するもの、として映じていたからだった（九一）。プレジデンシー総督たちのエートスが、本質的にはイギリス本国の政治家のそれであるのに対して、高等文官出身州総督たちのアイデンティティは、明らかに植民地官僚のそれだった。従って、前者が政治的な意味でより「熟練」しているのに対し、後者は「経験不足」であり、状況の急速な変化に呆然としてしまう可能性が高かった、と想定することができるかもしれない。しかし我々

は、これら二つのタイプの総督たちが、一連の異なるプライオリティを有していた、との可能性も無視すべきではないと思われる。ブレジデンシー総督たちは、インド統治に関して基本的にはアマチュアであり、現地の条件についての彼らの知識は限定されていた。そのせいで、彼らの行動は、時として高等文官出身州総督たちの目には、向こう見ずなものとして映じた。しかし、一般的には、イギリス帝国全体の政治家としての背景ゆえに、ブレジデンシー総督たちは、インドでの事態を、より広いパースペクティブの中で捉えうる、との利点を有していた。対照的に、高等文官出身の州総督たちは、インドの事象についてより長いコネクションとより深い理解を保持していたが、そのことが逆に、緊急事態においては、彼らの思考と政治的行動のための選択の幅を限定されたものにしがちだった、とも考えられる。おそらく、そうした文脈の中で、非協力運動期間中にパンジャブ州で生じた「ジャリアンワラ・バグ」事件は、政治家たちに比べてインド高等文官たちに対し、より深刻な心理的ダメージを与え、トラウマを残したはずである。

しかし、一九二〇年代末以降、市民的不服従闘争に直面した際、より深刻な動揺を示したのは、むしろブレジデンシー総督たちの方だった。ボンベイ総督サイクスは、繰り返しインド総督アーウィンに対して、彼の担当する州がいかに絶望的な状況にあるかを報告し続けた(九〇)。ベンガル政庁は、市民的不服従闘争とテロリズムからの脅威のせいで、完全に意気阻喪させられていた。それ以前の時期においてすら、ベンガル政庁のトップ・レヴェルでは、過激派ナショナリストたちに対する政策をめぐって、総督と高等文官出身行政参事会メンバーたちの間で深刻な対立が生じていた。

ベンガルにおいては、一九二〇年代半ば以降、革命主義的テロリストたちが多数逮捕されていたが、そのこと

が、彼らの運動を完全な無軌道状態に導いた。しかし、新たにベンガル総督に任命されたサー・スタンリー・ジャクソンは、その着任直後、事態が鎮静化しつつあると錯覚し、その結果一九二七年三月以後、政治的理由に基づいて拘留されている者たちを徐々に釈放していくべきだ、と主張するに至った(九三)。ベンガルの高等文官出身行政参事会メンバーであるA・モーバリー(一八九五年合格)とA・マー(一八九五年合格)は、ジャクソンのこうした提案に同意することに消極的だった。ジャクソンは、インド人たちに「和解」のジェスチャーを示すことが必要なのだ、と主張し、モーバリーとマーを無能だと批判した(九四)。他方、ベンガルのインド高等文官たちは、統治官としてのジャクソンの能力に深い疑念を抱いていた。当時A・ダッシュユ(一九〇九年合格)は教育局の局長であり、ジャクソンの様子を身近で観察していたが、彼はその回想録の中で次のように記した。「球技を行なうことにおいては優れているのかもしれないが、スタンリー・ジャクソンは統治官としては全く無能だった。私は毎週、彼の署名が必要なファイルを持参して、政庁の建物で彼に面会した。インド高等文官のハロルド・グレアム「一九二二年合格」が「ジャクソンの」個人秘書で、私が面会のために入っていくと、次のように私に挨拶の言葉をかけたものだった。『あの老いばれのおかまをぐらつかせてはいけません。彼が情けない心変わりをする前に、点線にそってサインをさせ、命令を発効させなさい!!』そしてそれは、まさしく私がそうしようとしたことだった。(九五) 一九二八年までには、政治的理由に基づく被拘留者ほぼ全員が釈放され、テロリスト運動の再建が可能になっていた。一九三一年十一月、カルカッタ大学の学位授与式を主宰していたジャクソンが射殺されそうになるという事件が発生した。女子学生が拳銃で彼を狙ったが、命中させることができなかった(九六)。この事件以後、ベンガルのインド高等文官たちと警察官たちが、次々とテロリストの標的にされるようになった。

対照的に、「市民的不服従闘争」への高等文官たちの姿勢は、より自信に満ち、効果的なものになっていた（九七）。我々はおそらく、一九二九年の段階では、イギリス人たちが、もはや一九二一年のように「ジャリアンワラ・バーグ」事件に起因する「罪の意識のコンプレックス」に苦しんでいなかった、とのロウの示唆を想起すべきだろう（九八）。この時点までに、高等文官出身州総督たちの、インド人民衆による政治運動に対する姿勢は確固としたものになっており、むしろ攻撃的ではなかった（九九）。おそらく彼らは、ナシヨナリストたちのアジェンシヨナルな手法にどのように対処すべきかを「学習」しつつあった、と考えてよい（一〇〇）。一九三一年二月、ガンデーはインド総督アーウィンとの間で、個人的な交渉を開始した。一九三一年三月五日には両者の間で協定が締結されるに至り、「アーウィン＝ガンデー協定」¹、国民会議派と植民地統治機構との対立の中止、そしてガンデーがロンドンで開かれる第二次英印円卓会議に参加することが合意された（一〇一）。しかし、連合州総督ヘイリーは、アーウィン＝ガンデー協定のこうした内容に関してむしろ批判的だった。彼は一九三一年四月に、インド省事務次官サー・サミュエル・ファインドレイター・スチュアートに宛てて、次のように書き送っていた。

「一九三〇年十二月までに、警察と県担当官たちが国民会議派の最悪の努力を既に抑え込むことができたと感じていたことは、全く疑う余地がない……。「しかし」、「デーリー」での合意とともに、変化が突然やってきた。ここで再び私は、政策に疑義を呈しているのではなく、単にその結果について、それなりに客観的な話をしているのである。警察は、ごく最近逮捕されながら、今や釈放され、政庁に対する勝利をおおっぴらに自慢しよう

とする、数多くのインド人たちからの嘲りに直面しなければならなかった…。会議派の立場で発言する者たち
の一般的な姿勢が、あからさまな勝者のそれであることは確かだ。そしてこのことは、警察と、忠誠派の「イ
ンド人」活動家たちのごく自然な影響を及ぼしている。」(一〇二)

アーウィン・ガンディー協定が、インド人民衆の間で、植民地権力側の敗北を意味するものだと解釈されている、
との認識は、警察や県担当官たちの間で先鋭な不安感を生み出した(一〇三)。しかしインド政庁は、同協定が崩壊
してしまつた後には、ナシヨナリストによるアジェーションに対して、新たな政策を展開し始めた。その基本的
なアイデアは、いわば「シヴィル・マーシャル・ロー」(軍隊を動員しない戒厳令)であり、高等文官たちに対
し、治安維持を目的として、包括的で、本来軍が行使用するのに近い権力を与えようとするものだった。一九三二
年一月四日に最初の総合的な「緊急権力諸命令」が發布されたが、時をおかずして諸州政庁は、彼らに与えられ
た新たな権力が、状況をコントロールする上で極めて有効であることを発見した。「諸命令」は四月に更新され、
単一の「特別権力命令」として恒常化された。イギリス人たちは、こつした手段を、「それまで見られなかった決
意」をもって固守した。ロウの表現に従えば、一九二九年から三二年にかけて植民地統治権力は、ナシヨナリス
トたちを立憲的規則に従つて活動するべく、「説得する」ことに努め、そして失敗したが、一九三二年から三四年
までの時期には、彼らにそつすることを「強制する」ことには成功したのだった(一〇四)。

第二節 インド高等文官制度中の一般メンバーたち（県担当官たち）の対応

農業問題と「コミユナルなトラブル」（インド社会における様々な共同体間で生じるトラブル）は共に、ダイアークー時代において悪化のきざしを見せ、時として地域レヴェルにおいて危機的な状況を生じさせた。しかしそのことが逆に、プリティッシュ・ラージにとっての県統治の中核的意義を再度強調する、という結果をももたらした。さらに他方で、既に触れたように、ナシヨナリストたちの活動が農村地域においても、その基盤を築きつつあった（一〇五）。こうした新たな条件が、県担当官たちに対して、イニシアティヴと共に「政治」についての的確な感覚を有する人物であることを要請するようになった。同時に彼らは、精神的にタフである必要があった。県担当官は、テロリストたちにとり最も脆弱で、かつ効果の大きな標的であったからである。

インド警察は伝統的に、植民地統治機構の内部において、シンデレラ・サーヴィス（ままこ扱いされるサーヴィス）であると目され、インド高等文官たちによって、いわばその手足のように扱われ、軍士官たちからは軽んじられてきたが、一九三〇年代までには、植民地統治機構内部において、従来なかったほどの威信を得るようになっていた。これは、モンタギュー・チェルムスフォード改革以後、植民地統治機構への政治的アジェンションや反対運動を鎮圧するのにあたり、警察組織が果たすようになった顕著な役割のせいだった。しかし、それにもかかわらず、高等文官制度への絶対的な従属は、インド植民地警察の根本的な性質であり続けた。各州警察長官は州総督に服属する立場にとどまり、それと並行する形で、県知事は警視を自らの、警察目的に関するアシスタントだとみなすことをやめなかった（一〇六）。

一九二八年六月、ボンベイのストラト県バルドリにおいて、深刻な農村騒擾が発生した（一〇七）。同年九月、連合

州総督ヘイリーは、将来においては、地税に関してのアジテーションによる農村部民衆の心理的動揺が、都市部でのアジテーションに比べてより深刻になるだろう、と予言した（二〇八）。一九二九年一月までに、連合州とパンジャブ州の双方において、新たな地税法案が、両州の総督であるヘイリーとドゥ・モンモランシーのイニシアティブで可決された。インド総督アーウィンは、一九二九年五月四日付けのボンベイ総督サイクスに宛てた手紙の中で、バルドリ騷擾の発生を導いた原因は、ボンベイにおける地税査定担当官の任命のしかたに問題があつたせいかもしれない、と指摘していた（二〇九）。同月、アーウィンは、諸州政府の税務担当行政参事会メンバーからなる会議を招集し、その場において、地税査定担当官の果たす役割の重要性を再確認させた（二一〇）。会議の結果を知らされたヘイリーは、アーウィンに対し、以前ならば最良のインド高等文官を地税査定担当官に任命することが通例だったが、ボンベイ政府はそうした慣行から逸脱し、あまつさえ高等文官以外からの任命さえ行なつていた、とコメントした（二一一）。一九三〇年後半、ボンベイのグジャラート管区において、徴税と治安維持に関して深刻なトラブルが再度発生した。状況は極めて先鋭化し、管区長官と県知事たちの権威は崩壊の危機に瀕した（二一二）。

一九二九年十月のニューヨーク株式市場での株価暴落によつて引鉄をひかれた不況は、世界規模での農産物価格の低下をもたらし、インドにも極めて深刻な影響を及ぼした。そして結果的に、ヘイリーとドゥ・モンモランシーの先見の明を証明することになった。それぞれの担当する州（連合州とパンジャブ州）における農業利害を支援するために、両者は、インド政府に対して圧力をかけて農産物輸送のための鉄道運賃を引き下げさせ、外国からの輸入産品に対する関税を引き上げさせた。しかし、農業セクターでの税金の徴収は、徐々に困難の度合い

を深めていった。ビルマ州総督C・イニス（一八九七年合格）に宛てた一九三二年五月二十一日付けの手紙の中で、ヘイリーは、その時点での連合州における政治情勢を分析し、より深刻なのは都市部での市民的不服従ではなく、農村部において地代支払い拒否闘争が発生する可能性の方だ、と指摘した（一三三）。結局ヘイリーは、地代のレヴェルと税金のレヴェルを巧みに調整することにより、連合州において致命的危機が生ずることを回避してのけたのだった（二四）。

多くの県担当官たちは、一九二〇、三〇年代において、コミユナルなトラブルに関してデリケートな立場に立たされることになった。既にモンタギュー・チエルムスフォード改革が導入される以前から、ベンガル政府では、新たに県知事を任命する必要が生じた際、候補者たちの、コミユナルな背景に特別の関心が払われるようになっていた。A・ダツシュ（一九〇九年合格）は一九一九年一月にノアカリ県の知事に任命されたが、彼は同県における状況を次のように表現した。

「私はゆっくりとこの県の政治状況を理解するようになっていった。その人口の七五パーセントがムスリムだった。ムスリムたちは遅れていて頑迷だったが、通常、統治に対して、それがイギリスのものであるかぎり、好意的な態度を示した。しかしムスリムたちは、彼らと同じ地域に住みながら、彼らを地主や金貸しとして支配するヒンドゥーたちを嫌悪しており、彼らを人間として軽蔑していた。」

ダツシュの解釈によれば、こうした理由から、ベンガル政府は、ノアカリの県知事ポストにはイギリス人官吏を

任命することが賢明だ、と判断していた。ノアカリはチッタゴン管区の中にあり、当時、同管区の長官はK・デ（一八九二年合格）だった。ダツシュはその回想録の中で、マゲナ川堤防の修復工事に関してデが、自分の属するヒンドウ・コミュニテイに便益を与えようとしており、ダツシュ自身もこうした「陰謀」に荷担しているとの噂が囁かれていた、と嫌悪感を露わにしながら記している。ダツシュは、言われるところのデの「不公平さ」の真偽については何も記していないが、彼自身も、彼の上司の廉潔さに深い疑いを抱いていたことは文脈から明瞭である（一五）。我々としては、少なくとも、デの統治官としての信頼性・効率性が、彼のコミュニナ背景によって妨げられていた、という指摘は受け入れるべきであろう。

一九二〇年代を通じて、ベンガルにおけるコミュニナ対立状況は更に先鋭化していき、統治ポストにイギリス人高等文官を求める需要は、司法分野においてさえ増加していた（一六）。一九三一年、A・ヘンダーソン（一九〇九年合格）はダツカの県判事に任命された。彼はその回想録の中で、自分がそうしたポストに任命された事情を次のように説明している。

「私の主要な任務は、雨季に生じた、極めて激しいコミュニナな騷擾の結果を処理することだった。こうした事件を裁くことは、ヒンドウ、あるいはムスリムの判事にとっては非常に厄介なことであつただろう。」（一七）

コミュニナ対立に起因する統治課題は、高等文官たちの上に重い負担を課すことになった。緊張に耐えることができず、サーヴィスを去る者たちがおり、事態の処理を誤って、自らのキャリアにダメージを受ける者たちも

いた。一九二七年十一月にバカルガンジ県の知事に任命された直後、J・ドノヴァン（一九〇九年合格）は、州立法参事会メンバーを含む同県の有力なムスリムたちに面会し、自分はムスリム・コミュニティを助けるために努力するつもりだが、「このことは、私「ドノヴァン」が他のコミュニティに対して害悪を及ぼすつもりがある、ととってもらってはならない」と語った（一一八）。ドノヴァンの「努力」を通じて、パトウアカリ郡のヒンドゥー・コミュニティとムスリム・コミュニティは一九二八年六月十五日に「バリサル協定」を結んだ。しかし九月四日、ヒンドゥーたちが彼らの祭りに際してモスクの前を行進することを認められるべきかどうか、という問題をめぐり、パトウアカリでは緊張が再度高まった。六日、ヒンドゥーたちは、翌日の午前七時から正午までの間、行進を行なうことについての許可を求める申請を提出した。ヒンドゥーたちの指導者はサティエンドラナス・センという人物であり、彼は「ジャガンタール」（西ベンガルのテロリスト集団）の元メンバーで、当時は国民党議派の活動家になっており、「ヒンドゥー・サーバ」（ヒンドゥー教至上主義的な立場をとる政党）からの支持を受けていた（一一九）。ドノヴァンとの間で相談を行なった後、インド人警視は、行進を行なうことに関して何等の条件も課さない形で許可を与えた。当日の七日、ドノヴァンと警視はモスクへと出向き、ヒンドゥーたちの行列がその前を通過する際にムスリムたちが平和裏に抗議を行なおうとしていることを確認した。ドノヴァンと警視がモスクの近くに追加の人数の警察官を配置する中、ヒンドゥーたちの行列は予定通りに現れ、ドノヴァンは、「かなりの困難」を伴いながらも、ムスリムたちが乱暴な行為に及ぶのを妨げた。数時間後にドノヴァンは、警視から、サティエンドラナス・センが、自分はこれだけでは満足しておらず、ムスリムたちにとりより重要なモスクが位置している通りに沿って行進を行うための許可を求めるつもりだと述べた、との報告を受け、「憤慨」を露わに

した。

一九二〇年末、パトゥアカリにおけるコミュニナルな対立は、市民的不服従闘争とも絡まりあうようになっていった。ドノヴァンが残した日記は、とりわけ一九三〇年の後半以降、そのメンバーの多くが市民的不服従に積極的に関与していたヒンドゥー・コミュニニティに対するドノヴァンの嫌悪感が徐々に高まっていき、彼がムスリム側により強く傾斜するようになったことを示している。一九三〇年七月、ドノヴァンは、ベンガル政府行政参事会の内務局担当メンバーが、彼の管轄する県を訪問することを予期して、パトゥアカリに自警団的組織を結成させた。しかし、一方のコミュニニティにのみ依存することに伴う危険性について、ドノヴァンは完全に盲目になっていたわけではなく、その同じ日に、ムスリム側の有力者たちに会い、内務局担当メンバーの訪問期間中に、県知事としての彼の権威を篡奪しようと企てたり、コミュニナルな活動を行なったりしないよう、警告した。

八月二十七日の夕刻、パトゥアカリのインド人警視が襲撃を受け、頭部を負傷した。犯人は若いヒンドゥーだったが、ドノヴァンは襲撃が国民会議派の「ヴォランティア」たちによって仕組まれた陰謀の結果だと考え、十名をただちに逮捕した。その中に含まれていた唯一のパトゥアカリ在住者は、サティエンドラナス・センの信奉者だった。この時点までに、ムスリム側へのドノヴァンの傾斜はもはや誰の目にも明らかになっていた。

「ムスリムのヴォランティアたちは昨晚、「容疑者たちを逮捕するのにあたって」警察を大いに助けた。彼らは国民会議派の事務所を占拠することを強く望み、私としてもある事実がなければ、彼らにそうすることを勧めていただろう。ある事実とは、その建物が、名目上はヒンドゥー・サマーシ「ヒンドゥーたちの社会奉仕団体」

の事務所になつてゐる、ということだつた。」

ドノヴァンは一九三二年四月九日に賜暇を得てイギリス本国に帰還したが、賜暇期間が終わつた後にもインドへは戻らうとせず、一九三三年に早期退職した。インド省では、ドノヴァンがイギリス本国へ帰還した理由は、ベンガル政府が彼をテロリストたちから有効に保護する術を見出すことができなかつたからだ、と信じられていた。しかしそれは、事実のすべてではなかつた。一九三二年四月、新たにベンガル総督になつたアンダーソンは、あるファイルの中にドノヴァンがベンガル政府の筆頭局長に宛てて提出した長文の書簡を発見した。その文面は、ドノヴァンが神経的にまいつてしまい、ヒステリー状態に陥つていたことを示しており、そうした事情から、ベンガル政府は、ドノヴァンをただちに職務から離脱させることを決定したのだつた(二二〇)。

一九三一年四月、チッタゴンにおいて武装暴動が生じ、ヨーロッパ人七名が殺された。「反乱」の指導者たちを逮捕しようとする統治権力側の努力は一年間にわたつて行われたが、成果をあげることができなかった。この間、同地では、ムスリムの警察官に対するヒンドゥーのテロリストたちからの襲撃が行われ、また逆に、ムスリムの暴徒たちが反撃のために動員されるなどした。こうした事態についての調査結果を示す公式の報告書は、県当局が迅速に暴徒を抑えこまなかつたことを批判していた(二二二)。結局、チッタゴンの県知事だつたA・ケム(一九一四年合格)は退官することを余儀なくされ、警視は他の部署へと異動させられた(二二三)。ほぼ同じ時期に、連合州でも、カウンプォアやラクナウのような大都市において、コミユナルな暴動が生じていた(二二四)。六月はじめに連合州政府は、カウンプォアでのコミユナルな暴動についての調査報告書をインド省へ提出した。連合州総督へ

イリーは、報告書の内容に自分が同意する旨をインド省事務次官スチュアートに伝え、カウンボアの責任者であったJ・セイル（一九〇六年合格）について、ヘイリー自身はそれまで彼を「非常な好人物」であり「優れた男」だとみなしていたが、今回の事態の責任を免れることはできないだろう、とコメントしていた。彼はセイルが今回の危機にどのように対応したかを、次のように説明した。

「セイルは」今回の事態において、その判断と行動の双方において、疑つべくもなく緩慢だった。実際のところ彼は、二十五日の朝にラクナウ「連合州政府の所在する州都」へ電話するのの際し、カウンボアで何が生じているのかということについての確な情報を政府へ伝達することができなかった。もし彼がそうしていたならば、我々は、我々が実際にそうしたよりもはるかに多くの援助部隊を派遣することができていたであろう。…これほど多くの驚くべき数の死者を出してしまった唯一の理由は、当初のコントロールの欠如と、素早くまた決断力をもって行動することができなかったことにある。」（一二四）

七月十五日、ヘイリーはスチュアートに再度書簡を送り、セイルの解任に対する連合州内の反応について、次の様に語った。連合州の諸サーヴィスは、政府がとった措置は不可避なものだった、との見解を一般的に示しており、インド人の経営する新聞は、「事態の糊塗」に努めていると主張しているが、全体としては今以上に騒ぎを大きくしようとはしないであろう。そして、「もしもセイルの友人が私「ヘイリー」に話してくれたことが正しいとすれば、彼自身も政府によって過度に厳しく取り扱われたとは、全く考えていない」（一二五）。

一九三〇年前半、市民的不服従闘争に直面したボンベイ総督サイクスは、「行政の深刻な弱体化」が危機の理由だ、と示唆した(二二六)。それにもかかわらず、統治の最前線においてそうした運動に対処していた彼の配下の県担当官たちは、かなりの着実さと冷静さを維持していた。サイクスはインド総督アーウィンに対して、一九三〇年四月十六日にボンベイの北部管区長官 J・ギャレット(一九〇三年合格)が、同管区内の県知事・警視たちを集めて開いたある会議の議事録を送付した。彼らは状況一般を検討し、それにどのように対処するべきかについて議論していた。結論として彼らは、ガンディーを逮捕することには反対であり、それは彼らが、そうした措置が必ずしも事態の沈静化をもたらさない、と考えたからだった(二二七)。プーナを訪れた後にサイクスは、五月十七日付けでアーウィンに書簡を送り、「現場の官吏たち全員が事態の緊急性をよく認識しており、手持ちの資源を用いて最善を尽くしている」と伝えた(二二八)。五月十三日付けで連合州総督ヘイリーは、アーウィンに対して、「ナシヨナリズム・アジェーションの慢性的な発生」という代価を払ってでも、インド統治法の改正は前進させられるべきだ、と書き送っていた。従って重要なのは、彼ら統治官がいかにしてそうしたアジェーションを着実に処理していくか、であり、すべてが、諸サーヴィスのメンバーたち、とりわけ県担当官たちの対応にかかっている、と(二二九)。

しかし我々は、市民的不服従闘争の時期において、県レヴェルでのブリティッシュ・ラージの伝統的な権力構造が、さらに侵食されつつあったという事実を認識しなければならない。T・サルカールは、市民的不服従闘争においては、「皮肉と嘲弄的な笑い」が重要な政治的役割を果たした、と主張する。それらは、インド人民衆を植民地権力への恐怖から解放し、「彼らの心から帝国を撃ち落した」。一九三一年、ベンガルのミドナポア県におい

て国民会議派は、司法に関する独自のシステムを公式化することを企てた。同地方の会議派メンバーが、「調停裁判所」を設置し、「土着的裁判の形式」を提供しようとしたのだった(一三〇)。イギリス人たちはこうした動きを急いで抑圧しようとしたが、ムーアによれば、その理由は、事実上のパラレルな「統治」の出現に彼らが大きな危機感を抱いたせいだった(一三二)。

一九二〇年代後半と一九三〇年代前半、とりわけベンガルにおいて、数多くの県担当官たちが、テロリストによつて殺され、あるいは負傷させられた。一九二八年、チッタゴンの県知事G・デイヴィス(一九〇九年合格)が暗殺された。一九三一年四月、ミドナポアの県知事J・ペディ(一九一九年合格)が射殺された。一九三一年七月、アリポアの県知事R・ガリック(一八九九年合格)が、裁判を開廷中に撃ち殺された。一九三一年十二月、ティツペラの県知事C・ステイヴンス(一九一三年合格)が射殺された。同年、ダツカの県知事L・ダーノ(一九二二年合格)が路上で銃撃され、片目を失った。ダツカの管区長官A・カッセルズ(一九〇七年合格)は、やはり一九三一年に銃で撃たれ、負傷した。一九三二年五月、ミドナポアの県知事R・ダグラス(一九一三年合格)は、県参事会の議長として議事を進行させていた際に射殺された。一九三三年九月、同じくミドナポアの県知事だったB・バージ(一九二二年合格)が勤務中に殺された。

傷を負ったものの、死を免れた高等文官たちの反応は区々であった。カッセルズの受けた傷は必ずしも重くはなかったが、彼はすべてのことに憤慨し、辞職した(一三二)。ダーノは極めて深い傷を負い、移動可能になるとすぐに、イギリス本国へ帰還した。しかし一年後にはインドへ戻り、ベンガル政庁の財務局にポストを得て勤務を再開した(一三三)。一九三二年九月、国家参事会(インド中央の立法機関上院)は、カルカッタの『ザ・ステ

イツマン』紙の編集者に対するテロリストの襲撃を非難する決議を採択した。同編集者は、ベンガルの警察長官に間違われて狙撃され、傷を負ったのだった。J・ハバック（一九〇一年合格）は当時、国家参事会においてピハール・オリッサ州政庁を代表するオフィシャル・メンバーであり、官吏の殉職への議員たちの通常の無関心さに比べて、今回の彼らの騒ぎぶりに惘然としながらも、そうした決議の採択を支持した。彼は回想録の中で、テロリストからの攻撃はインド高等文官制度のメンバーにとっては「職業上の危険」であり、ある意味で不可避だとすら記していた（一三四）。

一九三二年四月にチッタゴンの管区長官に任命されたA・ダッシュ（一九〇九年合格）は、後年、その回想録の中で、彼の担当する管区のイギリス人官吏たちとその家族は、テロリズムの脅威に対して無関心を心がけ、強いて陽気に振舞うことで恐怖心を処理していた、と記した。しかし実際には、ダッシュ自身が徐々に苛立ちを深めていた。チッタゴン管区内で行われていたテロリストたちを被告とする裁判は遅々として進まなかった。さらに彼は、ミドナポアの県知事バージが暗殺されたとのニュースに強く動揺させられた。ベンガル政庁に対して彼は、テロリストたちの裁判を「くぐずぐずと引き延ばしている」裁判機関の手から取り上げ、どこかもつと即決の裁判所へ移管すべきだ、と提案した。しかし、筆頭局長からの返答は、ダッシュに対して手厳しいものだった。筆頭局長は、サーヴィス内において不安感が広がっている時に、管区長官に期待されるのは着実な姿勢を維持することであり、ダッシュが示した不安定さと忍耐心のなさは嘆かわしい、との返事を伝えたのだった。加えてダッシュは、彼が担当する管区内で警察官一名が暗殺された際、部下たちのモラルを十分に維持することができなかった。かくして彼は、管区長官の地位を解任され、県知事のポストへと降格させられた（一三五）。

ベンガル人研究者たちは、こうした状況下のインドで勤務していたイギリス人官吏たちの味わった恐怖心と、彼らが示した臆病さを誇張しがちだ、とローシイが考えるのに対して（二三六）、T・サルカールは、テロリズムがイギリス人たちに及ぼしたインパクトは、従来決して十分には評価されてこなかった、と主張し、その効果は深刻なものだった、と示唆する。そして後者は、J・ペディ（一九一九年合格）の「ヒステリカルな」言動を、インド高等文官である県知事たちの間での動揺を示す端的な一例、として取り上げている（二三七）。筆者としては、その後一年以内にペディ自身が殺されることになり、その直接の後継者たち二名も暗殺されることになった事情を想起すると、彼の心理を一概に「ヒステリカル」と形容することが適当なのかどうか確信が持てないが、一九三〇年代前半において、ベンガルで勤務する県担当官たちのモラルがはなはだしく低下させられていたことは、間違いない事実であろう。一九三一年、ベンガル行政参事会メンバーであるW・プレンティス（一九〇〇年合格）は、「テロリズムが諸サーヴィスに深刻な影響を与えており、そうした課題を処理するために動員可能な官吏たちの数をはなはだしく減少させている」、と認めた。彼の見方では、諸サーヴィスに課せられている心理的負担は、それらにとって「こたえる」ものであり、またプレンティスは、もしもペディ暗殺事件を担当する裁判官団に任命されれば、直ちに自分はインドを立ち去るつもりだ、と宣言した、ある判事の例にも言及していた（二三八）。

一九三二年、本国の官僚制度から引き抜かれてベンガル総督に任命されたアンダーソンは、テロリスト鎮圧業務の専門家であり、インド高等文官たちへのテロリストからの攻撃について、特別の関心を払うことが期待されていた。当初彼は、暗殺や辞職のせいで生じたベンガルにおけるイギリス人官吏の不足を補うために、軍士官の民政への転用を考慮すべきだ、とインド政庁に対して提案した。しかし、インド総督行政参事会は、アンダーソン

このようにした提案に反対した。彼らによれば、軍事的な訓練は、県担当官の任務のためには「可能な限り最悪の訓練」だった。また、軍士官の転用は、それが現状を打開する唯一の方法であると証明されない限り、ベンガル以外の諸州で、高等文官たちからの多大の反発を生じさせることになる、とも考えられた。結局アンダーソンは、そうした提案を断念した(二三九)。そのかわりに彼は、とりわけR・ダグラス(一九一三年合格)が殺された後は、官吏たちの生命・身体の物理的な防御を強化することに、その関心を集中した(二四〇)。その結果、一九三二年十月までには、アンダーソンは、以前に比べてベンガルのテロリストたちは、彼らの犯罪を実行するにあたって、はるかに大きな困難を見出しつつある、と、いささかの自負をこめて報告することができるようになっていた。

官吏たちの身边保護の強化とともに、情報収集に従事する警察部局の能力も着実に増大させられていた。官吏たち自身に、緊急事態への迅速・強力な対応を可能にする権力を与えるための法律も制定された。そしてベンガル全体を通じて、官吏たちとその家族が生活する「ステーション」には、追加の警護部隊が配置されるようになった(二四一)。さらに、T・サルカールによれば、ベンガル政庁は、警告と懲罰の意味をこめて、「問題」を生じさせるような地域に対し、特別な警察部隊を展開させ、また、集会的な罰金を科すことまでした(二四二)。一九三三年にB・バージ(一九二二年合格)が暗殺された後には、従来と異なり、ベンガルの高等文官たちのモラルが過度に低下することはなかったと考えられているが、このことは、アンダーソンが展開した対テロリズム鎮圧策が、一定の「成功」を収めていたことの一つのあかしであろう。バージが暗殺されたのを受けて、少なくとも四名の高等文官たちが、その後任となることを申し出ていた(二四三)。一九三四年一月、テロリスト運動内部での最も重要な指導者だったスルヤ・センが植民地権力の手によって処刑されたが、こうした事態も、「古典的な」革命

的テロリズムの時代の終焉を告げることになった、とみなされている（二四四）。

第五章 現場と官房の対立

既に見たように、ダイアーキー時代においては、県統治の意義が再発見され、枢要な県に有能な官吏たちを配置することが極めて重要だ、と考えられるようになっていた。しかし、実際には、この時代においても、「セクレタリアート・メン」（政府の官房でキャリアの大半を過ごす人物たち）は設備の整った首都において優雅な生活を送り、しかも昇進のためのより大きなチャンスを受受している、との県担当官たちからの感情的な反発が収まることはなく、なおしばしば、様々な機会を通じて表明されつづけていた。A・ダッシュ（一九〇九年合格）とE・イーデイ（一九〇七年合格）は、ダイアーキー時代における彼らのキャリア全体を通じて県担当官としてとどまり続けたが、政府官房で勤務する者たちへの彼らからの批判も、手厳しいものだった。たとえば、ダッシュは次のように記していた。

「官房でのポストは、熱心に互いの姉妹、従姉妹、娘と結婚し、そうすることでサーヴィス内部にもう一つのサーヴィスを形成する、一連のシニアのインド高等文官たちによって独占されてきた。モフシル「内陸の農村部」にいる者たちは、そこにとどまり続け、髪を振り乱し、孤独さのせいでエキセントリックになり、ルーティーン業務のために疲れ果て、病気と不快感のために破壊されながらもひるむことはなく、サーヴィスを辞する時

がやってくるまで、自らの人生を達観してそこにとどまるのである。カルカッタやダージリン「ベンガルの夏季の首都」で勤務する彼ら以外の者たちは、効率性について無駄口をたたき、飾り立てた注釈を伴うファイルの中を逍遙し、魅力的な装いでフェルプスの芝居に列をなし、カルカッタとダージリンの間を定期的に行き来する。時として彼らは、さらに優雅な装飾を誇るデリーやシムラ「インド帝国の夏季の首都」へ赴くことすらある。…実際のところ彼らは、百万長者の輝きにほとんど匹敵することができるのである。」(一四五)

イーディの批判も、同様に辛らつである。

「一般的な原理として、インド高等文官は、二つの水密性区画の中で雇用され、昇進させられる。彼らの大半は、そのサーヴィスを県レヴェルで行い、後には管区レヴェルで過ごすことになる。少数者——県レヴェルでの業務に、際立つて適性を有する適性を有さない？」とみなされた者たち——が州の司令部へと召集され、官房で勤務することを命じられる。そこで彼らは、ある小さな派閥のメンバーになる。彼らは互いを要所にとどめることを決意しているが、そつした派閥への彼らの忠誠心がかき乱されるのは、インド政庁への転属をめぐって競争が生じる時だけである。シムラの選ばれし者たち——州政庁の官房だけから選ばれる——は、州レヴェルで見られたのと同じ種類の、ただしそれに比べてより畏れ多い兄弟団へと編入させられるのである。彼らは、平地での炎天下の不快感を耐えねばならないことは二度とないとの確信に安住できる。」(一四六)

インド高等文官制度中の一般メンバーが、一九二〇年代前半においてインド政庁に対して抱いた不信任は、県担当官たちの、官房で勤務するエリートたちへのそうした「ルサンチマン」(怨恨感情)を、さらに強化したはずである。一九二七年時点で、一九二〇年代前半の状況を回顧したH・バトラ(一八八八年合格)は、現在、英領インド統治機構のトップの地位にいるシニアの高等文官たちは、県担当官たちからの信頼を得ていない、と記していた。それは、これらのシニアな官吏たちが、「インド政庁が諸サーヴィスに対して非同情的であると考えられていた時期」に中央官房のメンバーであったから、であった(一四七)。おそらく、バトラが暗に言及していた官吏たちの一人は、A・マディマン(一八九七年合格)だったと思われる。サーヴィスに加わった直後の二、三年間を除いて、マディマンは文字通り彼のキャリアのすべてを中央官房で過ごし、一九二八年には連合州総督になった。一九二八年五月二十一日付けのインド総督アーウィン宛ての書簡の中で、マディマンは次のように記していた。「ローマで何が生じているかを聞くのは、常に愉快です。というのも、ローカルな政治は、インド政庁での勤務の後には、少々鄙びているからです」(一四八)。

中央州総督だったM・バトラ(一八九五年合格)は、アーウィンに宛てた一九二八年九月十七日付けの手紙の中で、インド総督行政参事会和中央官房に属する高等文官たちは、今やその大半が極めて狭い範囲の「スペシャリスト」であり、県レヴェルでの統治の実態を知らない、と指摘していた。彼らは若年時に官房での低位のランクからそのキャリアを始め、そのあとは官房内部でのポストを次々とこなして、植民地統治の最前線との定期的なコンタクトを持つことがない。バトラは、インド政庁が関税、鉄道、港湾、郵便、電信などといった中央レヴェルの行政課題を処理している限りでは、こうした「専門化」は利点を有するが、州レヴェルでの行政課題に

関しては、そうした傾向は、統治の現場での実態と中央からのコントロールの間での分裂につながってしまつ、と警告した（一四九）。

G・トツテナム（一九一三年合格）は、一九二一年にマドラス総督ウイリングドンの個人秘書として勤務した後、そのキャリアの大半をマドラス政庁とインド政庁の官房で過ごすことになり、軍行政に関するスペシャリストになった。その回想録の中で彼は、自らのキャリアについて次のように記していた。

「一九二四年四月、私は、軍駐屯地の土地問題について調査するという特別任務のために、インド政庁の軍務局へ転属させられた。：私に与えられた仕事そのものは、際立つて刺激的な内容ではなかった。：そうした仕事を担当するようになったことの主な利点は、第一に、それが私にデリーおよびシムラでの足場を与えてくれたことであり、そしてそのことは、インド政庁との接触につながった。それはさらに、實際上、私のその後のキャリア全体にわたって継続することになった。：一九二六年四月、賜暇がまさしく終わるつとしていたとき、私は、マドラスでの業務に復帰するべく、その地に向かう途上にあつた。アデンにおいて私は、「インド政庁」軍務局の局長補佐の地位を提供する旨の電報を受け取った。もちろん私はそれを受け入れた。」（一五〇）

実際には、彼の残した私文書等を読むことによつて得られる印象からしても、トツテナムがとりわけ有能な官吏であつたとは考えにくい。そして彼自身が認めているように、インド政庁において彼が従事していた業務は、必要なものであつたとしても、それほど重要なものであつたようには思われない。

我々は既に、モンタギュー・チエルクスフォード改革以後、イギリス人高等文官たちがインド政府と諸州政府の間で争奪的になりつつあったことを見た（二五二）。一九三〇年代半ばには、中央官房での人員調達問題がとりわけて緊急性を帯びたものとなったために、元ビハール・オリッサ州総督であるH・ウィラー（一八八九年合格）を議長として、そのような課題について調査するための委員会が設けられた。委員会にとつての主要なテーマは、インド政府が諸州のカードルから官吏たちを「借り受ける」形を継続すべきか、それとも、別個の中央カードルを設置するべきか、ということだった（二五三）。結局、同委員会は、新カードルの設置について否定的結論に達し、インド高等文官制度の内部構成は、従来そのままにとどまることになった。

こうした状況を前提として考える時、以下で述べるような変化は重要である。ダイアーキー時代の後半において、州総督たち、州行政参事会メンバーたちの中には、自らの統治官としての能力を、インド政府官房での勤務とはほとんど関係なく、県レヴェルでの業務に携わっている際に証明してみせた者たちが、多く含まれていた。彼らは、そのキャリアにおいてきわめて長い時間を県レヴェルで過ごし、それから州政府の官房へと転出した。しかし彼らの中では、インド政府の官房で経験を積む傾向はより少なかった。A・ヘンダーソン（一九〇九年合格）は、その回想録の中で、アッサム州の行政参事会メンバーであり、サーヴィス内での彼の「導師」でもあったA・ボーザム（一八九七年合格）のことを回想し、ボーザムが、アッサム州政府の官房における「ファイナル処理」においても、県統治業務における「人心の掌握」においても、ともに際立って優れていた、と記している。ヘンダーソンの目的にはボーザムはアッサム州の「実質的な支配者」として映じており、彼によれば、もしボーザムが早期退職することさえなければ、彼は「ほとんど確実に」いずれかの州の総督になっていたはずだった

(一五三)。

デューイによれば、一九二〇年代までに、地代査定業務はもはや以前のようにはインド高等文官たちの能力を試すための「テスト」ではなくなり、その後の昇進に関する特権を与えるものでもなくなっていた。将来を有望視される官吏たちが、なお地代査定業務を指揮することもあつたが、彼らが有能な官吏としての評価を達成するためには、「政治的マネージャー」として名を成す必要があつた、というのがデューイの意見である。モンタギュー・チエラムスフォード改革以後、地代査定業務にあてることのできるパンジャブ州政庁の行政的資源の絶対量が縮小し、そしてそれを理由として、両大戦間期の同州において、従来に比べて厳密さの点で見劣りする地代査定が行われるようになった、とのデューイの指摘は事実であろう(一五四)。しかしそのことは、ラージにとつての「プライオリティ・リスト」(優先順位表)上での県統治の意義が低下した、ということはずしもない。むしろ、両大戦間期の英領インドにおいて有能な「政治的マネージャー」になるためには、県レヴェルでの統治、とりわけその政治的側面に関して、十分な経験と知識を有していることが不可欠だつたはずである。

一九二八年の時点で、インド総督アーウィン、マドラス総督ゴッシエンに対し、県レヴェルでの統治活動がラージの業務全体の機軸であり、「我々がそれを正しく維持している限り、他の課題は、より少ない意義を有するのにとどまる、と私は感じている」と書き送っていた(一五五)。一九三六年の時点でインド総督だつたりリスゴーにいたつては、県知事たちの頻繁な異動を回避し、彼らが、ローカルな状況に親しむことができるように、十分に長く彼らを一定の地域にとどめておくことが望ましい、と主張するほどだつた(一五六)。一九三八年四月、連合州総督H・ヘイグ(一九〇四年合格)は、これまで自分は、より重要度の高い県が安固に維持されるのを確

実にしようと思つてきたが、州政府官房において新たに二名の局長(財政と税務)を調達するために、アラハバードとアグラという「非常に重要な」ポストから、二名の県知事たちを引き抜かなければならなかった、と、いささかの悔恨の念をこめて告白していた。ヘイグの見方に従えば、県レヴェルでの統治を重視する政策の価値は、その直前の二、三カ月の間に連合州で生じたコミユナルなトラブルの中で、明瞭に示されていた。県レヴェルでのこうした困難な状況を、有能な知事たちが円滑に処理できなかったとすれば、「最も深刻な事態」につながつていたかもしれないからだった。しかしそれと同時に、ヘイグは、州政府の官房に「最小限の」有能なイギリス人官吏たちを配置しておく必要があることも、認めていた(二五七)。

かくして、ダイアーキー時代においては、州政府の官房と、県レヴェルの統治の最前線との間では、人員の交流は維持され、ないしは増加させるようになった。一九二七年にダツシュは、三カ月間にわたり、J・ドラモンド(一九〇七年合格)のために、ベンガル政府の官房において医療・公衆衛生・地方自治を担当する局長の地位を代行した。ダツシュは、こうした措置が、一九二〇年代後半にベンガルで生じた「政策上の変化」に基づいて行われている、と考えた。すなわち、そうした政策は、新たに同政府の筆頭局長に任命されたL・バーリイ(一八九七年合格)が導入したものであり、彼は「ベンガル政府の中枢を独占してきた、一連のサーヴィス内のシニア・メンバーたちを一掃し、モフシル内陸農村部」の諸県から新たな若い血液を導入しようとしていた(二五八)。パンジャブ州では、J・ペニイ(一九〇九年合格)が、一九二五年から一九三〇年までの五年間を官房で過ごし、その後(パンジャブ州政府の財政長官付き上級秘書官、インド政府の局長補佐、パンジャブ州政府の財政局局長)、パンジャブ州において「困難な」県の一つであるとみなされていた、グルダスプールの知事に任命された。グル

ダスプールの「多額の税を納入する、重要度の高い県」として知られていたが、そこには多くの「刑事関連業務」も存在しており、アムリッツァーやラホールで進行中の政治情勢から、常に余波を受けていた（一五九）。O・マーティン（一九二二年合格）は、ベンガルのノアカリ県の知事として勤務した後、一九二五年にベンガル政府の官房へ送り込まれた。彼の地位は、政務・人事局の局長補佐だったが、労務情報担当官として臨時に商務局でも勤務した。一九二八年六月、イギリス本国で六カ月間の賜暇を過ごした後、マーティンはダツカ県の知事として県レベルでの統治業務へ復帰した。同県は、「その州「ベンガル」の中で最も人口が多く、また最も困難な県の一つ」として知られていた（一六〇）。H・グレアム（一九二二年合格）は、一九二七年から一九三二年にかけてベンガル総督付きの個人秘書だった。州総督付き個人秘書の地位は、伝統的に、官房で勤務を続けるエリートになるための「跳躍台」だったが、グレアムは、一九三一年九月に、チッタゴンの管区長官のポストを代行することを命じられた。しかしその着任直後にグレアムは、ベンガル政府の筆頭局長との間で「華々しいつばぜり合い」を演じ、チッタゴンでのポストからははずされて県知事のランクへと差し戻された（一六一）。

R・ミューディ（一九一四年合格）のケースは、かなり極端だが興味深いものである。彼は連合州カードル内において、明瞭に「成功を収めた」官吏だった。一九四一年四月に彼はインド総督行政参事会の内務局担当メンバーに任命され、一九四四年一月にはシンド州総督になった。しかし彼は、一九二〇年代および一九三〇年代前半には、県知事ないしは地代査定担当官として連合州の県レベルでの統治に密接な関わりを持っていた。一九三六年になってようやく、彼は、インド政府の官房で勤務することを命じられた。しかし同官房において彼に与えられた業務は、実際にはほとんど重要性をもつものではなく、ミューディ自身、なぜ自分がそこへ送り込まれ

たのか理解できなかった。眞実はおそらく次のようなものであつたであろう。統治官としてのミューデイの器量は既に認められたものであつたが、それまで彼はそのキャリアを県レヴェルでの統治においてだけ過こしていた。かくして、彼に対して、中央の官房において全インド的観点を経験し、インド政庁で活動する人々との間でコンタクトを持つ機会を与えることが必要だ、と感じられたのだった。そして連合州に復帰した後、ミューデイは急速な昇進を開始したのだつた（一六二）。

第六章 「インド人化」

インド政庁がリー委員会の行なつた提言の大半を実施したのを受けて、新たにインド高等文官になる者たちの中でインド人の占める割合が大幅に増加した。しかしそれ以前の時期に任官していたインド人高等文官たちにとり、モンタギュー・チエルムスフォード改革以後の最も重要な変化は、高等文官制度内部での彼らにとつての昇進の展望が、飛躍的に拡大したことだつた。また既にこの時期に、インド人高等文官たちが、「二人の主人」（現在の主人）としてのブリティッシュ・ラージと、「将来のありうべき主人」としての独立インド）に仕えはじめていたかもしれないことを示す徴候も確認できる。

リー委員会の提言に基づいて採用された「インド人化」政策と、一九二〇年代前半に生じたイギリス人官吏たちの早期退職、そしてその新規採用の不足により、高等文官制度内部においてインド人官吏たちの占める割合は着実に増加しつつあつた。もう一つの重要な変化は、インド人高等文官たちが、従来、彼らの先輩たちによつて

は達成されなかったようなポジションへと、昇進し始めたことだった。とりわけ、行政部門への彼らの進出は重要だった。ウォルバートによれば、モンタギュー・チェルムスフォード改革以前には、「白人優越」の精神がブリティッシュ・ラージを支配しており、人種差別的取り扱いは英領インド統治機構のあらゆるレヴェルで明瞭だった（一六三）。たとえば、インド人高等文官たちの大半は、意図的に司法部門へと配属された。同部門は、行政部門に比べて威信の点で劣る、と暗黙裡にみなされていた。インド人が行政部門で勤務することを認められた場合でも、その昇進は厳しく抑制された。彼らにとつてのキャリアの上限は管区長官ポストであり、それは、おおまかには、県レヴェルでの統治においてその勤務歴の大半を過ぎた者たちのため、名譽ある終着点に過ぎなかった（一六四）。インド人たちは、インド政庁の官房においても、また州政府の官房においても、勤務することはほとんどなかった。対照的に司法部門では、同部門におけるトップのポストである高等裁判所判事の地位にまで昇進することができた（一六五）。

A・チャタジーの例は顕著なものである。彼は一八九六年にインド高等文官採用試験に合格し、連合州での勤務を開始した。第一次世界大戦以前には彼は、ごく「平凡な」県知事たちの一人に過ぎなかった。しかし、大戦が終結するまでに、彼のキャリアはブーストされることになった。一九一八年九月に彼は、連合州政府事務局長の臨時局長に任命された。一九一九年四月には、同政庁の局長代行になり、同年七月には筆頭局長になった。一九二二年二月にはインド政庁へと転属させられ、その産業界の局長になり、一九二三年一月には、インド総督行政参事会メンバーの地位にまで達している。

ポッターは、若手のインド人高等文官がシニアのイギリス人県知事の下で「修行」させられていた際、両者の

間にそれなりに「友好的な」関係が築かれた例を幾つか挙げている(一六六)。しかし、両者が、公務の面でも私的な面でも、緊張した関係を持つに至った事例を見出すことも可能である(一六七)。本稿の主題とする世代のイギリズ人高等文官たちの中では、結局最後まで、インド高等文官制度の純粋なアイデンティティあるいは、エスプリ・ドウ・コール」がインド人化によって害されてしまった、との見解を唱えた者たちを、時折見出すことができる。A・ダッシュ(一九〇九年合格)は一九三二年四月から一九三三年十一月にかけてチッタゴンの管区長官であり、彼の指揮下には数名の県知事がいたが、その中の一人がインド人だった。そのインド人高等文官に対するダッシュのコメントは、おそらく彼の根深い偏見に彩られているが、示唆的でもある。

「インド高等文官制度のベンガル人メンバーだったS・K・ゴシユ「一九二二年合格」は、ランガマチの県知事だった。彼は非常にイングリランド人化されていて、有名なアマチュア・ボクシングの選手だった。彼は『丘陵地域』の責任を任された最初のベンガル人であり(同地に居住する原始的な部族の特殊な必要に対応するために、そこでの統治形態は通常とは異なっていた)、彼を同地に配置するのは奇妙な実験だった。というのも、同地を担当する県知事の仕事は、まさしく、ベンガル人からの圧力の増大を抑えることだったからである。第二にゴシユは、そうした実験を成功させるためには、気質的にも道德観の点からも、全く不適当な人物だった。当時私知っていたことと言えば、ゴシユが絶えず、乱暴でしかも一見したところ無意味な喧嘩を、上役であるか部下であるかを問わず、他の官吏たちとの間で演じており、そして私が、政府の政策がどのように実施されているのかを知るために、彼の指揮する部局の書類を苦勞して検査したときには、私は、実際には

政庁の政策が全く実行されていないのを発見したのだった。後になって私は、彼が、自分が担当した地域を通じて、その中にある村々に混血の子供たちを撒き散らしていたことを知り、またさらに時を経て、彼が、日本軍のビルマ侵攻にもなつて生じた避難民たちを救済する業務の責任者の地位にあつたというのに、彼らから七十七ラーク・ルビー「七十七万ルビー」を横領した責めを問われて有罪になつた、ということを知つたのだつた。」（一六八）

一九二九年、インド総督アーウィンには、彼の率いる行政参事会にインド人高等文官を加えることを望み、ヘイリーに対して高等文官制度に属するすべてのインド人官吏についてコメントすることを求めた。A・チャタージー（一八九六年合格）を別として卓抜した人物は存在しない、というのがヘイリーの返答だつた（一六九）。ヘイリーは、同僚の能力について評価を行なう際、常に「率直」であつた。しかしこの場合、彼の意見が本当に「公平」なものであつたかどうかはとりあえず別にしても、彼の意見はおそらく、本稿の主題とする世代の高等文官たちの中の、イギリス人官吏たちの、インド人同僚の「能力」に対する暗々裏の評価を代弁するものではあつただらう。ただし、彼らが、同世代のインド人官吏たちのブリティッシュ・ラージへの「忠誠心」を疑つていて、との証拠を見出すことは、極めて困難である。

どのような組織においても、古参のメンバーたちが若手の人物たちの無能さについて不満をもらし、逆に若手のメンバーたちが古参の人物たちの硬直性を批判する、という構図は成立するのかもしれない。しかし、古参のイギリス人官吏たちが、第一次世界大戦後に任官したイギリス人たちの統治官としての資質の低下を嘆いていた

のは確かだが、彼らは、リー委員会の提言が実施されたのを受けて新たに制度に加わってきたインド人たちに對して、異様なほどに批判的だった。マドラス總督アースキン卿は高等文官制度のメンバーではなかったが、彼がインド總督リンリスゴーに宛てて一九三六年六月八日付けで出した手紙の内容は、おそらくそうした批判の典型的な例である。

「ヨーロッパ人官吏たちが村落民との間で連絡を維持することに極めて優れているのに対して、同じことはインド人官吏たちにはあてはまらない…原則としてインド人の県知事たちは、彼らのオフィスにとどまり、ファイルのなかに埋もれていることを好む…現時点で我々は、「マドラスにおいて」不資格としか表現のしようのないインド人高等文官を数名抱えており、彼らは頭だけで体を持たない人物たちであって、彼らの担当する県において何の影響力も有していない。」(一七〇)

リー委員会の提言が実施された後にインド高等文官制度に加わった、若手インド人官吏たちの側に焦点を定めて考えてみると、彼らは、イギリス人の同僚たちとの間での交流について、より少ない関心しか示さず、ラージに對してもかなりあいまいな姿勢をとっていたように思われる。ユースは、学生であった間にスワデシ運動に参加し、ガンディーの理想に共鳴するようになった上で、それにもかかわらずインド高等文官制度に参入したインド人たちの例を挙げている(一七二)。一九三八年から一九四二年にかけてダッシュがベンガルのラージシャーヒ管区の長官であった時、ラージシャーヒ県の知事はアジズ・アフメド(一九三〇年合格)だった。後年、アフ

メドは、東パキスタン政府の筆頭局長になる人物だったが、ダツシユはアフメドについて次のようにコメントしていた。

「彼は精力的な官吏で、いくらか限定された意味においてはあつたが、極めて有能だつた。彼の妻はアングロ＝インディアン「英印混血者」であるようだつた。社交的には彼らは、劣等複合を露達させてしまつていた。そのことがラージシャーヒの官吏たちの間で彼らに対する敵意を生じさせてしまい、結果的に彼らは誰とも会話を交わさなくなつてしまつた。その上アジズは、ヒンドウーたちへの嫌悪感に染め上げられた熱烈なムスリムであり、そうした彼の心情は激しいものだつたが、表層からは窺いにくい深部に秘められていた。」（一七二）

実際には、インド人高等文官たちは、ダイアーキー時代においてさえ、ある暗黙の仕方、徐々に「一人の主人」に仕えることを始めていた。ブラウンは、インド人たちが高等文官制度に参入するようになるにつれて、同サーヴィスの政治的、社会的圧力への感受性が増大した、と表現している（一七三）。モンタギュー＝チエルムスフォード改革以後、高等文官たちは様々なレヴェルにおいてインド人政治家たちとの間で交渉を行なわなければならなくなつた。自然なことだが、インド人官吏は、その場の雰囲気、友好的なものであれ、険悪なものであれ、より多くの微妙さ、より十分な含意をもつて、そうしたインド人政治家たちとの間で相互作用を行つた。おそらくこのことが、イギリス人官吏たちが、インド人である彼らの同僚は非能率だと考えがちだつた理由の一半であつたらう。イギリス人官吏たちが、自身のキャリア形成という目的に関しては、統治機構内部にいる、彼らの上司た

ちの視線にだけ注目していればよかつたのに対して、インド人官吏たちにとつては、彼らが注視しなければならぬもう一組の「判定者」(インド人政治家たち)が存在していたのだった。一九三七年以後、こつした傾向はより顕著なものになった。インド人大臣たちがついに、インド高等文官制度内の人事案件に関して発言権を手にしたからだった。インド人大臣たちが、彼らと協調しようとする積極的な意思をもつた官吏たちを昇進させるのを好んだのは、極めて自然なことだった。

一九三五年までにインド高等文官制度は、県知事のレヴェルにおいてすら、顕著にインド人化されつつあった。たとえばマドラスでは、任官後九年から十三年を経過したインド人官吏たちの安定した一群が存在していた(一七四)。しかし、既に一九二六年の時点で、パンジャブ州総督ヘイリーは、インド人県担当官たちが置かれることになるかもしれない逆説的な状況について、興味深い指摘を行なっていた。ヘイリーによれば、インド人県担当官は、インド人としてのアイデンティティのせいで、どのような行動をとろうとも、対立するコミュニティーの一方の側から、不公平だとの非難を浴びることになる(一七五)。一九二九年、やはりパンジャブ州の総督だったドゥーモンモランシーは、インド総督アーウィンに対して、統治機構内部でのインド人化の進展が、コミュニケーションにおける政府の行動をより困難なものにするだろう、と語っていた(一七六)。ベンガルにおける情勢が極めて不安定なものになっていた一九三〇年五月、マイメンシング県では警察と「暴徒」の間で激しい衝突が生じた。同県の知事はインド人高等文官であるC・ダット(一八九八年合格)だった。ベンガル総督ジャクソンは、衝突が生じた直後の五月二十日付けで、ダットは、マイメンシング県で生じたような状況を処理するのに「適当な人物」ではない、とインド総督アーウィンに対して書き送った。アーウィンもまた、「有名なダット」はマイメンシ

ングから更迭されるべきだ、との意見を表明した（一七七）。可能な時にはいつでも、諸州政庁は、コミュニケーションな問題について微妙な状態にある県へは、軋轢が生じるのを避けるために、イギリス人高等文官を派遣する必要がある、また、そうするべく努めていた（一七八）。

既に指摘したように、プリティッシュ・ラージの最高位に位置するイギリス人統治官たちは、少なくとも本稿の主題とする世代に属するインド人官吏たちに関しては、彼らのラージへの忠誠心について思い煩う必要はなく、それどころか、ダイアキー時代においては、彼らの存在を巧妙に活用さえした。ジャワハルラル・ネルーは、インド人高等文官たちの中には、王自身よりも王党派的な人物がいる、と嘲った（一七九）。ロンドンでの英印円卓会議に際して、三人のインド人官吏たち——S・ロイ（一九一三年合格）、B・ラウ（一九一二年合格）、G・バジパイ（一九一四年合格）——が、英領インド代表団の共同事務長として参加していた。インド政庁が重要な国際会議へ派遣する人員を決定する際にも、同種の考慮が働いた、と考えられる。J・グプター（一九二二年合格）、A・ラティファイ（一九〇一年合格）、G・ベール（一九一一年合格）は、そうした様々な機会に英領インドを代表して活動した。インドが、完璧な英語を操り、プリティッシュ・ラージに対して全面的に献身的で、知性の面でも申し分のないインド人統治官たちによって代表されている、という事実は、プリティッシュ・ラージはインドにとって「エイリアンな」存在ではないのだとの主張を、イギリス本国、インド、そして国際社会に納得させる上で、「好ましい」宣伝効果を持ったはずである（一八〇）。州行政参事会の官吏メンバーの地位にまで昇進したインド人官吏たちの数は、なお限られたものだったが（一八一）、彼らの中には、退官後に行政参事会の指名メンバーになった者たちが含まれていた。彼らの存在の利便性は、諸州政庁にとって大きなものだった。諸州政庁は、

大臣ないしは行政参事会の指名メンバーとして活動するための十分な統治官的能力を備えた、しかも植民地統治権力に対して協力的なインド人政治家を見出すことに、困難さを感じていたからだった。イギリス人たちはまた、退官したインド人官吏の任命を、大臣団や行政参事会の内部で、ヒンドゥーとムスリムのバランスを維持するためにも、利用していた(一八二)。退官したインド人官吏たちの中には、会議派の候補に対抗するために州立法参事会の選挙に出馬する者たちも、少数ながら存在した(一八三)。ジャグディッシュ・プラサド(一九〇二年合格)は、連合州政庁の筆頭局長だった時に、同州において「国民農業者党」を組織したグループの主要メンバーの一人であり、退官後には行政参事会の指名メンバーになっている(一八四)。

しかし、リー委員会の提言が実現された後にリクルートされたインド人官吏たち、とりわけ一九三〇年代半ば以降にリクルートされた者たちに関しては、話は異なってくる。一九三四年、インド立法議会の選挙が行われる直前に、連合州総督だったヘイリーは、インド総督付き個人秘書ミエヴイルに対して、インド人県担当官たちの中には、政府を支持する政党から立候補しようとしている人物についての政庁内での重要なコミュニケーションを、外部ヘリークすることをためらわない者たちがいる、と告げていた(一八五)。一九三六年、連合州の総督だったH・ヘイグ(一九〇四年合格)は、インド総督リンスコーに対して、連合州の自由党指導者チンタマニが、州立法参事会での彼の議席に関して、彼の選挙区内のあるタルクダール(地主)との間での友情だけでなく、「インド人県知事の不適切な影響力」にも依存している、と告げた(一八六)。一九三七年選挙に敗北した後、連合州の地主たちは、幾人かのインド人県担当官たちが、選挙運動期間中においてさえ、あつかましいほどに国民会議派に対して好意的だった、との不平を鳴らした。そしてヘイグ自身も、こうした主張が正当なものである、と暗黙

裡に認めただった(一八七)。

むすび

両大戦間期は、政治的な意味において、インド高等文官たちに対してきわどい学習プロセスを提起した。彼らは、三つの新たな政治的需要に直面しなければならなかった。すなわち、根本的に変化した政治上の「ゲームの規則」の下で、日常的な統治業務を継続させること、これまで先例のない、大規模な民衆主義的キャンペーンに対処すること、そして、次のインド統治法改正に備えて準備を進めること、であった。高等文官たちは、当初は非協力運動の高揚によって圧倒され、また、彼らが心理的な意味ではコミットメントをほとんど感じていない「ダイアキー」制度を実践するべく求められることに、大きな不満を抱いていた。彼らはまた、こうした危機に際してインド政府からの効果的な援助や励ましが彼らに与えられていないことについても、強い不満の意思を表明した。多くの者たちがサーヴィスを去ることを選択し、一九二〇年代前半には、インド高等文官制度そのものが崩壊の危機に瀕するに至った。しかし、リー委員会の提言に基づき、雇用条件面での実質的な補強策は極めて効果的だった。この点に関して我々は、インド高等文官たちの社会的背景を想起しなければならない。彼らは、給与を対価として勤務するキャリアの官僚であり、その多くにとり、インド高等文官職を自らの職業として選んだ理由は、昇進、成功、安定性を得ることができる、彼らが考えたからだった。インドを「文明化」というある種の使命感を同時に感じていた者たちが含まれていたことも、認められるべきではあるが。インドで

の植民地官僚としてのキャリアにおいて最も成功を収めた人物たちは、退職後にロンドンのインド参事会においてポストを得ることを望み（一八八）、またそれ以外でも、極めて多くの者たちが退職後にはシティの企業で取締役の地位を得ることを希望していた（一八九）。対照的に、インド総督および三人のプレジデンシー総督たち（ボンベイ、マドラス、ベンガルの総督たち）は危機的な状況下で比較的冷静さを保つことができたが、それは部分的には、彼らがかなりの「不労所得」を有する貴族たちであり、究極的にはインドにおいては短期の滞在者にすぎなかったからだった。

しかし、一九二〇年代後半以降、インド高等文官たちはその自信を回復させ、持続力と適応力を示すようになった。モンタギュー・チエルフスフォード改革を実行するのにあたって、彼らは、事実上ダイアーキーという発想を放棄した。しかし彼らは同時に、インドをイギリス帝国という枠組みの内部にとどめ、帝国植民地官僚としての彼ら自身のアイデンティティを維持するためには、ある程度まで、より民主主義的で責任を伴う統治形態をインドに与えることが必要であり、望ましくさえある、とのコンセンサスに達しつつあった。彼ら自身にひきつけて考えれば、従来の「専制的支配者」としての立場から、民主的手続きによって選ばれた政治家のリーダーシップの下で、彼らを補佐し、その理念を実行することを本分とする、「官僚」としての立場へ移行していく必要性を、少なくともたてまえとしては承認する、ということだった。

（一） モンタギュー・チエルフスフォード改革の策定プロセスに関しては、以下の拙稿を参照されたい。「モンタギュー・チエルフスフォード改革の策定とインド高等文官たち」『帝京史学』第一七号、二〇〇二年。

- (11) J.M. Brown, *Imperial Façade: Some Constraints and Contradictions in the British Position in India, 1919-1935*, *Transactions of the Royal Historical Society*, Fifth Series, xxvi (1976), p.51.
- (12) ガンジーは、やはり非暴力主義の政治的願望・活動の問題に立ち、調停者の役割を果たした。J.M. Brown, *Gandhi's Rise to Power: Indian Politics 1915-1922* (Cambridge, 1972), p.359.
- (13) D.A. Low, *The Government of India and the First Non-Co-operation Movement: 1920-22*, *Journal of Asian Studies*, xxv (1966), p.258.
- (14) Reading to H. Butler, 9 October 1921, IOLR (India Office Library and Records) MSS Eur E/238/23.
- (15) チェルムスフォードは「合理的な程度には諸サーヴィスの要求に対して同情的だったが、それに比べ、ロレイングは、モンタギューが彼に対して、インド高等文官制度のメンバーたちを宥めることを勧めた。特に、彼は、その問題を保持して、A. Ewing, *The Indian Civil Service 1919-1924: Service Discontent and the Response in London and Delhi*, *Modern Asian Studies*, xviii, 1 (1984), p.44.
- (16) Lloyd to Reading, 6 April 1922, IOLR MSS Eur E/238/24.
- (17) Lloyd to Reading, 8 December 1923, IOLR MSS Eur E/238/25; Lytton to Reading, 12 August 1924, IOLR MSS Eur E/238/26; Cambridge Archive, Hubbard Papers.
- (18) Craddock to Reading, 6 December 1922, IOLR MSS Eur E/238/24.
- (19) R.J. Moore, *The Crisis of Indian Unity* (Oxford, 1974), p.8. 諸ロロニンシャル・サーヴィスに

属ちの官吏たちの任命と選官は、インド政府と諸州政府の管理下にあったが、全インド諸サーヴィスに属ちる官吏たちのそのした事項は、インド参事会内のインド担当大臣によつて決定された。

- (一一) A. Ewing, *The ICS 1919-1924*, p.41; *The Indian Civil Service, 1919-1942*, University of Cambridge, Ph.D. dissertation, 1980, p.135.
- (一二) Report of the Indian Statutory Commission (Simon Report), Volume I Survey, P. P., 1930, Cm.d. 3568, p.267.
- (一三) Ewing, *The ICS 1919-1924*, p.48.
- (一四) Lloyd to Reading, 16 June 1923; Reading to Lloyd, 23 June 1923; Lloyd to Reading, 25 June 1923; Reading to Lloyd, 28 June 1923; Lloyd to Reading, 7 December 1923; Private Secretary to Viceroy to Private Secretary to Governor of Bombay, 11 December 1923; Private Secretary to Governor of Bombay to Private Secretary to Viceroy, 13 December 1923; Private Secretary to Viceroy to Private Secretary to Governor of Bombay, 15 December 1923, IOLR M SS Eur E/238/25.
- (一五) Hailey to Private Secretary to Viceroy, 13 May 1924, IOLR M SS Eur E/238/21.
- (一六) Ewing, *The ICS 1919-1942*, pp.146, 148.
- (一七) 同委員会は、インド高等文官制度に関しては、一九三九年までにインド人メンバーの割合が五〇パーセントに達してゐるべきだ、と提言した。
- (一八) M. Butler to Irwin, 16 February 1931, IOLR M SS Eur C/152/26.

- (一六) Irwin to H. Butler, 21 June 1927; H. Butler to Irwin, 27 June 1927, IOLR MSS Eur C/152/21.
- (一七) Report of the Statutory Commission, Volume I, p.267.
- (一八) Wilson to Reading, 31 January 1925, IOLR MSS Eur E/235/27.
- (一九) J. Thompson to Reading, 5 March 1925, IOLR MSS Eur E/235/21.
- (二〇) Irwin to M. Butler, 14 October 1926, IOLR MSS Eur C/152/20.
- (二一) Ewing, *The ICS 1919-1942*, pp.132-3.
- (二二) Whyte to de Montmorency, 18 April 1922, IOLR MSS Eur E/238/24; Whyte to Reading, 10 May 1923, IOLR MSS Eur E/238/25; Whyte to de Montmorency, 28 March 1924, IOLR MSS Eur E/238/26; Muddiman to Reading, 30 March 1922, IOLR MSS Eur E/238/24; Muddiman to de Montmorency, 20 July 1923, IOLR MSS Eur E/238/25; Muddiman to de Montmorency, 24 May 1924, IOLR MSS Eur E/238/26.
- (二三) Reading to provincial governors (except Burma), 4 March 1922, IOLR MSS Eur E/238/24.
- (二四) Irwin to Jackson, 25 May 1928; 27 June 1928; Irwin to Stephenson, 5 June 1928; Stephenson to Irwin, 9 June 1928, IOLR MSS Eur C/152/22.
- (二五) D.A. Low, *Introduction: the Climactic Years 1919-47*, in Low (ed.), *Congress and the Raj* (London, 1977), p.25.
- (二六) スミット・サルカール『新しいインド近代史——下からの歴史の試み』研文出版、一九九三年、三

।।।।।

- (।।।।।) Moore, Crisis, p.4.
- (।।।।) D.A. Low, Sir Tej Bahadur Sapru and the First Round-Table Conference, in Low (ed.), Soundings in Modern South Asian History (London, 1968), p.300.
- (।।।।।) David Page, Prelude to Partition: The Indian Muslims and the Imperial System of Control 1920-1932 (Delhi, 1982), p.143.
- (।।।।।।) Marris to Reading, 8 September 1924, IOLR MSS Eur E/238/26; Marris to Irwin, 9 April 1927, IOLR MSS Eur C/152/21.
- (।।।।।) Moore, Crisis, p.4.
- (।।।।।) Ewing, The ICS 1919-1942, pp.93, 99-102.
- (।।।।) H.M.L. Alexander, The Ruling Servants: The Indian Civil Service, 1878-1923, University of Sydney, Ph.D. dissertation, 1977, pp.167-8.
- (।।।।) Hailey to Irwin, 30 May 1928, IOLR MSS Eur C/152/22.
- (।।।।) Goschen to Reading, 1 March 1925; 4 March 1925; 25 March 1925; Reading to Goschen, 26 March 1925; Goschen to Reading, 29 March 1925, IOLR MSS Eur E/238/27.
- (।।।।) Brockman to Hailey, 24 August 1932, IOLR MSS Eur E/220/24D.
- (।।।।) Alexander, The Ruling Servants, pp.184-212.

- (四一) Wilson to Reading, 29 August 1925; Reading to Wilson, 3 September 1925; Wilson to Reading, 5 September 1925; Reading to Wilson, 23 September 1925; Wilson to Reading, 7 December 1925, IOLR MSS Eur E/238/27.
- (四二) Hammond to Irwin, 1 May 1930, IOLR MSS Eur C/152/24.
- (四三) Hailey to Irwin, 10 September 1928, IOLR MSS Eur C/152/22.
- (四四) Irwin to Wilson, 9 September 1926; Wilson to Irwin, 13 September 1926; Irwin to Wilson, 20 December 1926, IOLR MSS Eur C/152/20; Wilson to Irwin, 20 February 1927, IOLR MSS Eur C/152/21.
- (四五) Willingdon to Reading, 26 January 1924; Reading to Willingdon, 14 February 1924; 10 March 1924, IOLR MSS Eur E/238/26.
- (四六) Goschen to Irwin, 6 April 1929, IOLR MSS Eur C/152/22.
- (四七) Cambridge Archive, Dash Papers, Box III, Volume IV.
- (四八) このエピソードは、モンタギュー＝チェルムスフォード改革以後、インド高等文官たちが有能な人材を育成しようとする強い願ひがこじになったことを示す、顕著な事例である。以下を参照せよ。
- Reading to Hailey, 17 December 1925; Hailey to Reading, 18 December 1925; Reading to Hailey, 22 December 1925; Hailey to Reading, 23 December 1925, IOLR MSS Eur E/238/27; Hailey to Private Secretary to Viceroy, 1 January 1926, IOLR MSS Eur E/238/28; Hailey to Irwin, 31 January 1927;

- Irwin to Hailey, 31 January 1927; Irwin to Hailey, 3 February 1927; Hailey to Private Secretary to Viceroy, 4 February 1927; Irwin to Hailey, 10 February 1927, IOLR M SS Eur C/152/21.
- (四六) Reading to Marris, 23 March 1925; Marris to Reading, 25 March 1925, IOLR MSS Eur E/238/27; Marris to Irwin, 9 April 1927; 21 April 1927, IOLR MSS Eur C/152/21.
- (四〇) Irwin to Wheeler, 18 August 1926; Wheeler to Irwin, 19 August 1926; Lytton to Irwin, 16 October 1926; Irwin to Lytton, 25 October 1926, IOLR MSS Eur C/152/20; Lytton to Irwin, 23 March 1927; Irwin to Jackson, 9 May 1927; Jackson to Irwin, 17 May 1927; Irwin to Jackson, 24 May 1927; Jackson to Irwin, 1 June 1927; Irwin to Jackson, 10 July 1927, IOLR MSS Eur C/152/21.
- (四一) Cambridge Archive, Dash Papers, Box II, Volume III.
- (四二) Lothian to Anderson, 4 May 1932, IOLR MSS Eur F/207/3.
- (四三) Reid to Anderson, 19 November 1937; Hubbard to Anderson, 23 November 1937; Hallett to Anderson, 23 November 1937, IOLR MSS Eur F/207/3. ト・サルカールの表現にみれば、ロニー・(一九〇六年合格)のアンダーソンに対する能弁な賞賛は、パブリック・スクールの「ファグ」(下級生)たちが、タフで男の子年長者に対して投げかけるそれに類似しつつた。Tanika Sarkar, Bengal 1928 -1934: The Politics of Protest (Delhi, 1987), p.135.
- (四四) Hailey to Meville, 9 May 1932, IOLR MSS Eur E/220/24A.
- (四五) Irwin to Stephenson, 28 February 1929; Stephenson to Irwin, 18 March 1929, IOLR MSS Eur C/

- (六四) Irwin to Hailey, 15 August 1930; Hailey to Irwin, 23 August 1930; Irwin to Hailey, 20 September 1930, IOLR M SS Eur C/152/25.
- (六五) Ewing, The ICS 1919-1942, p.171.
- (六六) Cambridge Archive, Dash Papers, Box III, Volume IV.
- (六七) Alexander, The Ruling Servants, p.42.
- (六八) Mansfield to his parents, 9 December 1919, Cambridge Archive, Mansfield Papers, Box IA.
- (六九) IOLR M SS Eur D/1094.
- (七〇) IOLR M SS Eur D/823/1.
- (七一) Cambridge Archive, Dash Papers, Box II, Volume III.
- (七二) Report of the Statutory Commission, Volume I, p.266.
- (七三) Mansfield to his parents, 24 April 1921, Cambridge Archive, Mansfield Papers, Box IA.
- (七四) Speech by R.M. Crofton, Deputy Commissioner, Buldana, at the Annual District Durbar, 1 June 1923; Postscriptum, 12 April 1924, Cambridge Archive, Crofton Papers.
- (七五) Clow to Macleod, 6 February 1924, Cambridge Archive, Macleod Papers, Box II.
- (七六) Linitngow to Irwin, 4 February 1928, IOLR M SS Eur C/152/22.
- (七七) Hailey to Irwin, 3 October 1930, IOLR M SS Eur C/152/25.
- (七八) サルカール『新コライメント近代史』三一一頁。

- (卅九) Harold A. Gould, *The Emergence of Modern Indian Politics: Political Development in Faizabad, Part II: 1935 to Independence*, *Journal of Commonwealth and Comparative Politics*, xii, 2 (1974), p. 179.
- (卅〇) Hammond to Irwin, 20 February 1928, IOLR MSS Eur C/152/22.
- (卅一) Sykes to Irwin, 21 May 1930, IOLR MSS Eur C/152/24; S. Epstein, *District Officers in Decline: The erosion of British authority in the Bombay countryside, 1914 to 1947*, *Modern Asian Studies*, xviii, 3 (1982).
- (卅二) Low, *The Government of India and the First Non-co-operation Movement*, pp.243-5.
- (卅三) Moore, *Crisis*, p.5.
- (卅四) Marris to Hignell, 14 June 1921, IOLR MSS Eur E/238/23.
- (卅五) H. Butler to Reading, 22 November 1921; 23 November 1921, IOLR MSS Eur E/238/23; H. Butler to Reading, 12 January 1922; 25 January 1922; 15 February 1922, IOLR MSS Eur E/238/24.
- (卅六) Moore, *Crisis*, p.6.
- (卅七) Willingdon to Reading, 19 February 1922; Reading to Willingdon, 20 February 1922; Reading to Ronaldshay, 21 February 1922; Reading to Willingdon, 1/2 March 1922, IOLR MSS Eur E/238/24.
- (卅八) Reading to Governors, 9 February 1923; Reading to H. Butler, 12 February 1923; Reading to Marris, 14 February 1923; Marris to Reading, 16 February 1923; H. Butler to Reading, 19 February

- 1923: Reading to Marris, 24 February 1923; Reading to H. Butler, 7 March 1923; H. Butler to Reading, 24 March 1923, IOLR M SS Eur E/238/25.
- (八九) Reading to Sly, 31 August 1923, IOLR M SS Eur E/238/25.
- (九〇) Ewing, The ICS 1919-1942, p.194.
- (九一) Marris to Irwin, 11 July 1927, IOLR M SS Eur C/152/21.
- (九二) Sykes to Irwin, 9 April 1930; 19 May 1930; 21 May 1930; 20 June 1930; Irwin to Sykes, 24 June 1930; Sykes to Irwin, 4 July 1930, IOLR M SS Eur C/152/24.
- (九三) T. Sarkar, Bengal, pp.12, 33.
- (九四) Jackson to Irwin, 31 December 1927, IOLR M SS Eur C/152/21. シャクソンの「つづした」和解放的姿勢は、イギリス本国における政治状況を彼が意識していたことと動機付けられていたと考えられる。
- (九五) Jackson to Irwin, 20 May 1928, IOLR M SS Eur C/152/22.
- (九六) Cambridge Archive, Dash Papers, Box III, Volume V. A・ロビンソン(一九一〇年合格)は、その公刊された回想録において、幾人かのヘンガル総督たちが「新人の国会議員が、その『議会』での失敗者」だった。Arthur Lothian, Kingdoms of Yesterday (London, 1951), pp.14-5.
- (九七) Cambridge Archive, Dash Papers, Box III, Volume VI.
- (九七) Stephenson to Hailey, 22 April 1929, IOLR M SS Eur C/152/23.
- (九八) Low, Sapru, p.323.

- (107) 一九二七年にボンベイ政庁が、バルドリに関して二パーセントの地税の引き上げを宣言した時、
 ヴアラブバイ・パテルは、極めて熟練したやり方で、地税不払い闘争を組織した。結局、司法当局による調査と、没収された土地の返還を基礎として、和解案が合意された。調査委員会は、バルドリにおける地代査定は欠陥を伴ったと認め、増額分は撤回された。S.J.M. Epstein, *The Earthy Soil: Bombay Peasants and the Indian Nationalist Movement 1919 -1947* (Delhi, 1988), pp.49-55.
- (108) Hailey to Irwin, 9 September 1928, IOLR M SS Eur C/152/22.
- (109) Irwin to Sykes, 4 May 1929, IOLR M SS Eur C/152/23.
- (110) Irwin to provincial governors, 25 May 1929, IOLR M SS Eur C/152/23.
- (111) Hailey to Irwin, 30 May 1929, IOLR M SS Eur C/152/23.
- (112) Sykes to Irwin, 29 September 1930; 3 December 1930; 23 December 1930, IOLR M SS Eur C/152/25; Epstein, *Earthy Soil*, p.62; David Hardiman, *Peasant Nationalists of Gujarat: Kheda District, 1917 -1934* (Delhi, 1981), pp.190-234.
- (113) Hailey to Innes, 21 May 1932, IOLR M SS Eur E/220/24A.
- (114) Sir Robert Mudie, IOLR M SS Eur F/180; Haig to Lintithgow, 29 October 1936, IOLR M SS Eur F/115/16.
- (115) Cambridge Archive, Dash Papers, Box II, Volume III.
- (116) Joya Chatterji, *Bengal Divided: Hindu Communalism and Partition, 1932 -1947* (Cambridge,

1994).

- (1114) IOLR MSS Eur D/1094.
- (1115) J. Donovan, T S tour diary written month by month by the Collector of Bakarganj, Bengal, from November 1927 - August 1931, Cambridge Archive, Donovan Papers.
- (1116) Chatterji, Bengal Divided, p.139.
- (1117) Anderson to Hoare, 9 April 1932, IOLR MSS Eur F/207/5.
- (1118) T. Sarkar, Bengal, pp.124-6.
- (1119) Cambridge Archive, Dash Papers, Volume VI.
- (1120) Lambert to Irwin, 1 April 1931, IOLR MSS Eur C/152/26.
- (1121) Hailey to Stewart, 1 June 1931; 8 June 1931, IOLR MSS Eur D/890/9.
- (1122) Hailey to Stewart, 15 June 1931, IOLR MSS Eur D/890/9.
- (1123) Sykes to Irwin, 21 May 1930, IOLR MSS Eur C/152/24.
- (1124) Sykes to Irwin, 22 April 1930, IOLR MSS Eur C/152/24.
- (1125) Sykes to Irwin, 8 May 1930; 17 May 1930, IOLR MSS Eur C/152/24.
- (1126) Hailey to Irwin, 13 May 1930; Irwin to Hailey, 17 May 1930, IOLR MSS Eur C/152/24.
- (1127) T. Sarkar, Bengal, pp.83-4, 116.
- (1128) Moore, Crisis, p.viii.

- (I IIII I) IOLR MSS Eur D/1094.
- (I IIIIII) Ibid.
- (I IIIIIII) Cambridge Archive, Hubback Papers.
- (I IIIIIIIII) Cambridge Archive, Dash Papers, Box III, Volume VI.
- (I IIIIIIIIIII) David M. Laushay, Bengal Terrorism & the Marxist Left: Aspects of Regional Nationalism in India, 1905 -1942 (Calcutta, 1975), p.79.
- (I IIIIIIIIIIIII) T. Sarkar, Bengal, pp.94-6.
- (I IIIIIIIIIIIIIII) Ibid., p.121.
- (I IIIIIIIIIIIIIIIII) Lothian to Anderson, 4 May 1932, IOLR MSS Eur F/207/3.
- (I IIIIIIIIIIIIIIIIIII) Anderson to Hoare, 9 May 1932, IOLR MSS Eur F/207/5.
- (I IIIIIIIIIIIIIIIIIIIII) Anderson to Hoare, 6 October 1932, IOLR MSS Eur F/207/5.
- (I IIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIII) T. Sarkar, Bengal, pp.136-7.
- (I IIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIII) Anderson to Hoare, 28 September 1933, IOLR MSS Eur F/207/5.
- (I IIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIII) T. Sarkar, Bengal, p.154.
- (I IIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIII) Cambridge Archive, Dash Papers, Box III, Volume IV.
- (I IIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIII) IOLR Photo Eur 293.
- (I IIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIII) H. Butler to Irwin, 25 June 1927, IOLR MSS Eur C/152/21.

- (一四八) Muddiman to Irwin, 21 May 1928, IOLR MSS Eur C/152/21.
- (一四九) M. Butler to Irwin, 17 September 1928, IOLR MSS Eur C/152/22.
- (一五〇) Cambridge Archive, Tottenham Papers, Book II.
- (一五一) テューンによれば、「中央から州への権限委譲の程度が大きければ大きいほど、その残余の機能を果たすためにインド政府へと出向させられる官吏たちの人数は大きくなった」。Clive Dewey, A Handlist of the Settlement Literature of the Greater Punjab (Leicester, 1987), p.15. 晦渋な表現と云わねばならぬ。

- (一五二) Ewing, The ICS 1919-1942, pp.249-51.
- (一五三) IOLR MSS Eur D/1094.
- (一五四) Dewey, A Handlist, p.14.
- (一五五) Irwin to Goschen, 16 January 1928, IOLR MSS Eur C/152/22.
- (一五六) Linlithgow to Erskine, 29 May 1936, IOLR MSS Eur D/596/7.
- (一五七) Haig to Linlithgow, 8 April 1938, IOLR MSS Eur F/115/17B.
- (一五八) Cambridge Archive, Dash Papers, Box III, Volume IV.
- (一五九) IOLR MSS Eur D/823/1.
- (一六〇) Cambridge Archive, Martin Papers.
- (一六一) Cambridge Archive, Dash Papers, Box III, Volume VI.

- (I K I I) Sir Robert F. M udie , IOLR MSS Eur F/180.
- (I K I I I I) Stanley Wolpert, Morley and India 1906 -1910 (Berkeley, 1967), pp.179-80.
- (I K I I I I I) Cambridge Archive, Dash Papers, Box III, Volume IV.
- (I K I I I I I I) Cambridge Archive, Dash Papers, Box II, Volume III.
- (I K I K) D.C. Potter, India's Political Administrators, 1919 -1983 (Oxford, 1986), pp.83-120.
- (I K I K I I) Cambridge Archive, Dash Papers, Box II, Volume III.
- (I K I K I I I) Cambridge Archive, Dash Papers, Box III, Volume VI.
- (I K I K I I I I) Hailey to Irwin, 25 April 1929; Irwin to Hailey, 1 May 1929, IOLR MSS Eur C/152/23.
- (I K I O) Erskine to Linitthgow, 8 June 1936, IOLR MSS Eur D/596/7.
- (I K I I I) Ewing, The ICS 1919-1942, p.198.
- (I K I I I I) Cambridge Archive, Dash Papers, Box V, Volume X.
- (I K I I I I I I) Brown, Imperial Fa çade , p.40.
- (I K I I I I I I I) Erskine to Zetland, 30 July 1935, IOLR MSS Eur D/596/7.
- (I K I I I I I I I I) Irwin to H. Butler, 12 June 1926, IOLR MSS Eur C/152/20.
- (I K I K I) De M ontmorency to Irwin, 21 April 1929, IOLR MSS Eur C/152/23.
- (I K I I I I I) Jackson to Irwin, 20 May 1930; Irwin to Jackson, 27 May 1930; Jackson to Irwin, 3 June 1930,
IOLR MSS Eur C/152/24.

- (178) Cambridge Archive, Dash Papers, Box 11, Volume III.
- (179) Jawaharlal Nehru, An Autobiography (London, 1936), p.444.
- (180) Reading to Chatterjee, 4 September 1924, IOLR MSS Eur E/238/26.
- (181) Reading to Chatterjee, 11 April 1923, IOLR MSS Eur E/238/26.
- (181) Hailey to Haig, 25 October 1934, IOLR MSS Eur E/220/28A.
- (183) Jackson to Irwin, 19 May 1929, IOLR MSS Eur C/152/23.
- (184) Hailey to Irwin, 16 October 1928, IOLR MSS Eur C/152/22.
- (185) Hailey to Mieville, 14 April 1934, IOLR MSS Eur E/220/27B.
- (186) Haig to Linitthgow, 29 October 1936, IOLR MSS Eur F/115/16.
- (187) Haig to Linitthgow, 17 February 1937, IOLR MSS Eur F/115/16.
- (188) Craddock to de Montmorency, 18 August 1922, IOLR MSS Eur E/238/24; Wheeler to Irwin, 24 March 1927; Irwin to Marris, 25 September 1927; Marris to Irwin, 27 September 1927; Irwin to Marris, 4 October 1927, IOLR MSS Eur C/152/21.
- (189) H. Butler to Reading, 15 January 1926, IOLR MSS Eur E/238/27; Irwin to H. Butler, 19 November 1927; H. Butler to Irwin, 20 November 1927, IOLR MSS Eur C/152/21.